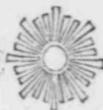


(可認省信遞)

警察監獄學會雜誌



第三卷 第二号

目錄

● 論 說

● モアビート監獄(承前)
● 刑罰と犯罪人の關係

法學士 永井久滿 次

● 報知新聞監獄費國庫支辨論を讀む
● 法學士 齋々々 生

● 犯罪と刑罰の關係を論ず
● 法學士 石田氏 幹

● 密告の義務を人民に負はしむるの可否

東京白里漁人

● 雜 報

● 天然痘の流行に就て ● 天然痘市谷監獄に入る ● 市谷監獄署員の精勵 ● 市谷監獄分署巡視 ● 獄事研究會 ● 裁判上の一新例 ● 各監獄署本會 ● 報告摘要 ● 大分富山兩縣の興獄 ● 監房の燈火に就て ● 集治館の官舎 ● 刑期計算を正ふし往復の煩を省くへし ● 在監人の面前にては煙草を嚴禁すへし ● 看守押丁設置程度の改正を望む ● 囚人の奇病 ● 八開條濠查の苦情に就て ● 發刀令あることを記憶せよ ● 新聞紙の附録 ● 條例第十一條 ● 警察禮式に就

て ● 奇怪の扮裝 ● 空氣銃取締 ● 全國人犯罪人名字書 ● 警察署領置品の取扱方 ● 領置品紛失賠償 ● 瀛車内に於ける濠查の舉動 ● 瀛車の囚人護送

法令註解

● 警察禮式註解(承前)
● 濠查採用規則註解(承前)

● 雜 錄

● 犯罪人(承前) 山東隱士
● 死刑に就て 門外漢稿
● 看守調授試作(承前)
● 警察に關する英國人の觀念 水獄

● 外國法令

● 英國發物取締法 新海縣 北 漢 漁 夫

● 講 義

● 武邊波氏講義 濠查監獄法私解 (承前) 小河滋次郎

● 附 錄

● 法律原論

警察監獄學會發兌

會 告

●本誌新々ニ外國法令ノ一欄ヲ増設シ凡ソ警察監獄ニ關スル外國ノ法令ハ悉ク之ヲ譯述シ且ツ問々註解ヲ加ヘ順次之ヲ登載シテ以テ讀者諸君ノ參考ニ供セントス、我國法律ノ淵源ハ多ク歐米諸國ニ在ルヲ思ハ、本欄ノ立法上行政上ニ於ケル效用決シテ尠少ナラサルヲ信ス、本號ニハ先ツ英國爆發物取締法ノ一部ヲ登載セリ、英米獨孛、佛墺諸國ノ法令陸續本欄ニ登ルベシ、讀者諸君諒之

●次號の附録には、徳川政府の摸範牢獄として著名なる、江戸小傳馬町の獄舎明細圖、及び其圖解を附じ、美麗なる西洋木版摺に仕立添附すへし

警察監獄學會
編輯部

●再版廣告

元朝東甌王氏編纂 本朝河合尙久氏和譯

變死傷 無冤錄述 完
檢視必携

●四號活字傍訓付●洋裝美本●定價一部金貳拾錢●警察監獄學會雜誌購員以上申込向ハ一部金拾五錢トス●官署又ハ警部巡査部長諸君ノ申込ハ書籍ノ上回金其他ノ分ハ都テ前金ヲ要ス●全國無差送料トス●郵券代用割増●郵便爲換ノ宛名ハ本會振込東京四谷局トス●但各地方特約販賣所設置ハ所ハ本會但特約販賣所設置ノ旨其地方新聞紙ハ廣告シタル箇所ハ必該販賣所へ申込リ

警察上重大且繁雜ニ涉ルモノハ、變死傷檢視ニシテ職ヲ警察ニ奉セラレ、ノ士ハ博ク斯道ヲ研究シ一朝有事ノ時ニ於テ萬一ノ誤謬ナカラシムルヲ期セラレサル可ラス而シテ輒近此種ノ著書敢テ乏シキニ非スト雖、如何セシ理論高尙ニシテ醫學專門ノ者ト雖、其講學ニ苦シム所況ヤ其他ニ於テオヤ然ルニ本書ハ學說ヲ以テ根據トセス數百年間ノ實地經驗ニ基キ編纂樹録シタルモノニシテ其文章ノ平易簡明ナルニ係ハラス實例立論一々學說ニ該當スルノミナラス未タ曾テ學者ノ唱道セサル幾多ノ事例ヲ發見シ得ヘキ珍書ナリ

此書ハ今ヨリ一百餘年前明和年間ノ印行ニシテ幕政時代ニ在ツテハ檢視上唯一ノ書籍ニシテ徳川及各諸侯ノ藏書トナリ又ハ檢視ニ從事スル官司ノ間ニ於テ愛玩珍藏シタルモノト雖、維新後泰西學說ノ輸入ト供ニ其愛ヲ割カレ世上特ニ當局者ノ間ニ於テモ如此有益ノ書籍カ日本ニ現存シツ、アルヲ知ラ、者殆ト稀ナリト聞ク、本會幸ニ一本ヲ藏スルヲ以テ曩ニ五千部印刷ニ附シ有志諸君ニ願フヲ知ラ外ノ好評ヲ博シ忽チ缺本ヲ告ク依テ今回更ニ**一千部限再版**ニ付シ實費ヲ以テ廣ク有志諸君ニ願フト對照シ宜シク實地應用ノ資ニ供セラレタシ

檢非違使別當藤原朝臣兼光肖像及畧傳

中納言兼光卿、建久二年十二月廿八日に、檢非違使別當になりて、廳務殊におこし沙汰ありけるに、賤者の小屋に小釜のうせたりけるを、隣なりける腰居が盗みたりけりといひつぎありて、

賊物を捜し出したるに、腰居申しけるは、手もちてこそむざりありき候へ。手をはなれてはいかでか取り侍るべき。他人

ぞ盗みおきて待らんと陳じければ、まことに申す所理なりと、沙汰ありけれど、盗まれたる者の訴訟強くて、大理の

門前に召し出して、内問ありけり。相論事ゆかざりけるに、別當謀をめぐらして、この腰居申す所不使なり。只この釜を腰居にとらすべしと、仰下したりければ、腰居悦びて、頭にうちかづきて、いざり出でけるを見て實犯なりけり、かたはの身なども、隠して盗みてけるとさとりて、科におこなはれけり。ゆゝしかりけるはかりごとなり、(古今著問集)



警察監獄學會雜誌第二卷第二號

論說

●モアビート監獄 (承前)

從來ノ經驗ニ依ルニ出獄後三年以上堅固ニ善正ノ品行ヲ恪守シ正業ニ従事セルモノハ再ヒ不正ノ道ニ迷ハス全ク正路ノ人トナル是故ニ刑期三分ノ二ヲ經過シ改心ノ効ヲ顯ハシタルモノハ假出獄ヲ許シ凡ソ三年間ヲ期シ其行爲ヲ監督シ其間ニ於テ毫モ不都合ノ行爲ナケレハ全ク自由不羈ノ人タラシムヘキコト、ナシ若シ其間飲酒或ハ姪逸ノ所業其他不善ノ行爲アルトキハ何時ニテモ再ヒ其自由ヲ奪ヒ殘餘ノ刑期間分房禁囚獄ニ入獄セシムヘシ若シ不善ノ行爲アレハ何時ニテモ再ヒ其自由ヲ失フヘシトノ感覺アレハ正業ヲ恪守シ品行ヲ慎ムヘシ然レトモ僅少ノ日月ニテハ此効ヲ見ルコトヲ得ス又僅少ノ日月間外面ノ行狀ヲ慎ムコトハ敢テ難事ニ非ラス故ニ其効ナシ獨逸國ノ刑法ニ依レハ刑期三分ノ二ヲ經過シ即チ例ヘハ一年半ノ懲役ニ處セラレタルモノハ一年二

ケ月間分房禁囚獄ニ於テ謹慎シテ其役ヲ勉メタルトキハ假出獄ヲ許ス而シテ
 殘餘ノ六ケ月間不都合ノ行爲ヲナサ、ルトキハ全ク自由ノ人ト爲ル然ルニ六
 ケ月ハ短少ナリ三年間ヲ期スルニ非サレハ正路ノ人タルコト堅固ナラス是レ
 獨逸刑法ノ缺典ナリ

普國伯林府「モアビート」ニ在ル分房制ノ獄ハ千八百四十六年ニ於テ英國「ペンテン
 ウイル」ノ監獄ニ倣フテ建築セルモノナリ

現今同監ニ在ル分房禁囚獄ニハ懲役四年以下ニシテ初犯ニ係リ年齢二十五歳以上
 四十歳以下ノ者及年齢二十五歳以下ニシテ悪心ノ未ダ十分ニ發育セサル者(其罪ノ
 拘ラ)ヲ入檻セシムルモノトス

年齢四十歳以上ノ者ハ餘命短少ノ者ナレハ可成年少ノ徒ヲ本檻ニ入レ善道ニ
 薰育セントスルニ在リ但四十歳以上ノ者ト雖都ヘテ之ヲ單獨禁囚獄ヘ入獄セ
 シムルヲ善トスト雖一時ニ數多ノ牢獄ヲ建築スルコトハ巨額ノ費用ヲ要スル
 カ故ニ先ツ右等ノ徒ニ限り此獄ニ禁囚スルナリ(五百人ヲ容ル、獄舎ヲ建築ス
 貳千マルク宛ヲ要ス)

初犯ノ者及年齢幼壯ノ徒ハ懲役及禁獄トモ孰レモ一房一囚トナシ他ノ囚人ト
 起居ヲ共ニセシメス

右初犯及年齢二十五歳以下ノ者ヲ除ク外ハ都ヘテ共同懲役場ニ入レテ衆囚ヲシテ
 共ニ服役セシム此等ノ徒ハ惡事ヲナスコト慣習トナリ改心遷善ノ望ナキ者ナリ

單獨禁囚獄ニ在テ四年ノ刑ニ處セラレタル者ニシテ其刑期三分ノ二即チ三年ヲ經過シ
 テ猶假出獄ヲ許スコトヲ得サル者ハ其性行ヲ見テ獄内ノ雜役ニ使用(掃除其他ノ雜事)シ晝

間ハ他人ト共ニ雜役ニ從事セシメ夜間ノミ單獨ノ室ニ入寐セシム(單獨禁囚獄ニ入
 ハ之ヲ共同懲役場ニ轉
 獄セシムルコトナシ)

單獨禁囚檻ト共同懲役檻トノ間ニハ行政其他諸般ノ費用ニ關シテハ甲乙差別ナシ
 曾テ獨逸聯邦某國ニ於テ獄舎ヲ建築スルニ方リ右兩様ノ獄舎建築費ヲ積ラシメタ
 ルニ全ク同一ナリシ

但此ニ所謂共同懲役檻トハ其共同作業場ト夜間別々ノ房室ニ就寐セシムルコ
 トヲ得ヘキ獄舎ヲ設クル見積ナリ(健康ヲ害セサル爲メ必要不可缺ノ廣サハ工作
 場ハ每頭十三クビクメイトル寐室ハ每頭十六
 「クビクメイトル」ヲ要ス而シテ單獨禁囚トナシ其室内ニ於テ工作ニ從事
 セシムルトキハ每頭二十五クビクメイトルノ空間アレハ足レリトス)

看守モ亦均シク四十人ニ就キ一人ヲ要ス(共同懲役檻モ單獨)又衣食等ノ費用モ全ク同様トス

囚人ノ衣食費ハ一人ニ付毎日二十八(ペンニー)(凡ッ我入錢)トス而シテ「モアビ
 ー」ノ單獨禁囚檻ニ於テハ囚人一人ニ付政府ヨリ一年二百二十二「マルク」ノ
 補足ヲ要シ「ブランデンブルグ」州ニ在ル他ノ共同懲役檻ニ於テハ一人ニ付二百
 五十八「マルク」ノ補足ヲ要シタリ伯林ハ物價高貴ナリ地方ハ物價ノ廉ナルニ拘
 ラス其結果此ノ如シ單獨禁囚檻ニ於テ別ニ多額ノ費用ヲ要セサルコト以テ知
 ルヘシ

扱又懲役檻ハ都ヘテ内務大臣ノ管轄ニ屬ス而シテ縣知事之ヲ監督ス伯林府ハ警視
 總監ノ監督ニ屬ス乍併典獄ハ十分獨立處分ノ權ヲ有シ其責任甚々重シ即チ通例囚
 人ニ懲罰ヲ命スルハ典獄ニ於テ處斷シ月末ニ警視總監ニ之ヲ報告ス
 警視總監ハ唯典獄ニ對シ囚人ヨリ訴へ出ツル訴願ヲ裁決ス之カ爲メニ毎年四回ツ
 、警視廳高等官ヲ監獄ヘ送り訴願ヲ爲サンコトヲ欲スル囚人ヲ呼出シ親シク其情
 訴ヲ聽ク

又警視總監ハ此他監獄ノ行政ヲ監督スルノ權ヲ有ス故ニ該高等官ヲシテ帳簿等ヲ
 検査セシム

此他別ニ關涉スルコトナク典獄ノ意見ニ從テ諸般ノ事務ヲ處理セシム (未完)

●刑罰と犯罪人との關係

法 學 士 永井久滿次

社會に於ける罪は猶肉體に於ける病の如し肉體の健康を計らんとすれば豫防方法
 を行ひ病根を撲滅するに若くはなし然れども一朝病の侵す所となれば百法之を治
 するの途を考究せざるへからず而して若し其病にして傳染の虞あるものは之を治
 すると同時に他に傳染せざらんことを力めざるへからず病性劇烈到底病者の生命
 を救ふこと能はさるときは良し其一人を殺すも社會衆多の人命を保護せんか爲め
 に勉めて其傳染を防遏せざるへからず社會に於ける罪も亦之と同一社會の安寧を
 保持せんと欲すれば先づ罪源を斷たざるへからず若し不幸にして社會に犯罪人を
 生するときには之か改悛を計ると同時に社會公衆を警戒せざるへからず犯罪人の改

悛を計るは猶醫師か薬を勧めて病を治せんとするか如し社會の公衆を警戒するは猶醫師か衛生豫防の方法を講じて以て病の傳染を防禦するか如し而して病者の體質及病勢に由り到底薬石其効を奏せず病を治するの途なきことあると同しく如何なる手段を以てするも到底犯罪人の改悛得て望むべからざることあり斯の如き場合に於ては犯罪人の改悛を計るは寧ろ之を後にして先づ公衆を警戒して罪の傳播を防かざるべからず故に或場合に於ては主として犯罪人の改悛を企圖し又或場合に在ては公衆を警戒するを以て第一の目的と爲さざるべからず茲に犯罪人の改悛と云ひ公衆の警戒と云ふは抑如何なるものなりやと云はんは俱に刑罰の目的たり而して刑罰は其目的に従ひ各其執行方法を異にする所なるべからず是れ司法の局に當る者の最も注意すべき所にして多年の經驗と熟練とを要すべし其局に當る者は宜しく期に臨み變に應じて處する所なるべからず

各國監獄に關する統計表を見るに囚徒の精神上及び肉體上の發達の度は通常人發達の度に比すれば其平均以下にあり而して男囚は最も著しく女囚に於ては男囚の如く甚しからず故に男囚と女囚との間に少しく異なる所なきにあらざると雖要するに通常人の如く發達の度に至らずとせば之に處するに通常人に對するか如き手段を以てすべからざるや明かなり凡そ囚徒か靜思熟慮の感念に乏しきは争ふべからざる事實なり彼等の多くは自己の地位を顧み社會の一分子として自己の利益を慮ることなし蓋し彼等は之を顧慮するの能力を有せざるなり而して其視る所は單に目前の便利のみに止まり敢て靜思熟慮して以て其行爲を定むることなし之を一言すれば彼等は實驗も尙且つ教訓も得ざる白痴の集合體を組成すと云ふも不可なかるべし何となれば既往の事實は以て彼等の爲めに將來の指南車たることを得されはなり彼等か好んで悪事を爲すは果して天性なりや否やの問題は暫らく措て之を論せず彼等か重刑を受けたるに拘はらず尙之に懲ずして獄内又は獄外に於て往々罪を犯すの事實は以て彼等は刑罰の苦痛を感せざるか又は罪を犯さんとするに當り刑罰の苦痛を忘るゝかの證據たるべし則ち彼等に對し刑罰を以て改悛を求めんとするも得べからざるなり故に再犯三犯の罪人を出すも之を以て監獄の不備不完なる證となすことを得ず改悛の望みなき罪人を罰して以て公衆に警戒を與へ罪の社會に傳播することなからしめは之を以て刑罰の用足れりとせざるべからず若し

犯罪に初犯なく悉く再犯以上なることを得ば吾人は罪源を減ずるの緒に就きたるものにして社會の爲め賀せざるを得ず

夫れ以上の如く論ずるときは刑罰の目的は一に警戒に止まり改悛は其目的とするに足らざるか如しと雖決して然るにあらざるなり統計上一括して論ずれば大體斯の如くなりと論結したるまでにして各場合に於て必ずしも警戒を以て刑罰の主たる目的なりと云ふにあらす若し改悛の實効を奏する望みあれば改悛を先にし警戒を後にすべきや勿論なり是れ當局者の認定如何に由ることにして前にも論じたる如く當局者其人の經驗熟練を要する所なり之を要するに時と場合に由り主從先後の別ありと雖改悛と警戒は共に刑罰の目的とすへきや敢て辨を俟たざる所なり年齢と犯罪との關係に就ては統計上頗る注意すへき現象を呈せり罪を犯すの最も多きは二十五歳と三十四歳の間にあり故に之を犯罪の年齢と稱することを得へし次に犯罪の多きは十五歳と二十四歳の間にありて次は三十五歳と四十四歳の間にあり以上之より年を重ねるに従ひ犯罪の數を減せり又女子は男子に比すれば犯罪年齢の始まること遅くして其終ること亦遅し三十四歳以上漸次犯罪の數を減ずるの事實は以て大に吾人の考慮を費すを要すへし此事實は此輩に於ては道德心の發達通常人に比して遲きに依るか將た又稍老年に達すれば安閑たる生活を欲し危険の生活を喜ばざるに依るか其何れに依るやは今暫らく措て之を論せずと雖之に依て是を觀れば或年齢に達する迄犯罪の傾向ある者を監禁又は監視して以て其足らざる自勝心を補ふてあれば犯罪の數を夥しく減じ得るは明確なる事なりとす以上は刑罰と犯罪人との關係に就て述ふる所の大要にして改悛と警戒何れを主とし何れを從とするやは前に述べたる如く時と場合に依つて之を定むべきものなりと雖要するに志未だ確定せざる幼者に對しては改悛を以て主とし年齢稍長け志の發達したる者に對しては警戒を以て主と爲すへし又到底改悛の効を見ることが能はざる者に對し社會を保護する唯一の方法は社會と交通を遮斷し善良の民を誘惑せんことなからんを期するにあり

(完)

●報知新聞監獄費國庫支辨論ヲ讀ム

(承前)

(客年十二月十日郵便報知新聞參觀)

法 學 士 磊 々 生

論者は地方議會及び人民が往々此の國庫支辨案を賛成若しくは進んで之を請願する者あるを見て「是れ或は罪囚の少きを以て縣會の耻辱と思惟したる者なるか然らされは三府の負擔の重きを憐みて之を救濟せんと欲する慈惠心に出でたるかと」冷評せり偏見も亦此に至つて極まれりと謂はざるを得ず論者は國稅に於てするものと地方稅に於てする者とは之を負擔する苦痛の上に於て著るべく輕重の區別あるを知らざるか國稅の負擔は無數の小民をして其賦課を全免若しくは輕減せしむるの實あるを知らざるか限りある地方稅の財源に對して之を負擔するものと費目の多き且つ尙ほ他に財源を發見し得へき望みある國稅に於てする者と之を課せらるゝものに取つて非常に其苦痛の度合を異にすへきは何人も容易に之を首肯する所なるへし予輩は論者か之を怪みたることを反つて其意の在る所を知るに苦まざるを得ざるなり

論者又且つ此問題に關しては國庫支辨と地方經濟と孰れか費用を節約し得へきやを商量せざるへからすと稱し事實の經驗に據れば此費目を地方經濟に移したる以來府縣會に於て非常の節約を加へたるを以て其の罪囚の近年夥多増加したるにも拘らず經費は割合に増加せざることを得たり」と斷言せり罪囚の國庫費支辨の當時に比し近年著るべく増加したるは事實なり殊に其再犯以上の罪囚の夥しく増加して遂に殆んど囚徒全體の六割以上を占むるものあるに至りたるは事實なり従つて亦た其費用は府縣會の痛く節減を加ふるものあるに拘はらず益々増加するに至るの傾向あるは亦た爭ふへからざるの事實なり論者は犯罪人の増加する割合に其費用の増加せざるを以て監獄費地方稅支辨に屬するの效果なりと誇ると雖も何んぞ知らん斯くの如く逐年犯罪人殊に再犯以上の囚人の増殖するに至るは其源因種々あるへしと雖も主として地方稅支辨なるか爲めなるを地方議會か其地方財政の度合を斟酌するに急なる勢ひ必要なる監獄の費用に向つて痛く節減を加へざるを得ざるの結果は終に嚴正なる刑を執行して懲戒感化の目的を達する能はず其結果啻たに監獄をして犯罪防制の目的を達せしむる能はざるのみならず反つて益々之を獎勵鼓舞するに至り一たひ監獄に入るものは小惡も忽ち化して大兇となり終に益々監獄の繁榮を來たと直接間接に地方人民の係累を加ふること愈々多きに至るを免れず嗚呼監獄をして監獄の効用を全くせしむる能はず犯罪人の減少せざるを憂

ひすして却つて其増加するの割合に費用の嵩加せざることを誇稱して得色あり。何を其事理を辨へざるの甚しきや。予輩は斯くる淺薄なる見解を以て斯くの如き貴重の大問題を輕々に論議せんと試むる者あるを悲ますんはあらざるなり。

論者曰く「之を中央政府に一任せんより寧ろ直接に其經費を監督して以て節減を加へ得る所の地方經濟に屬するの利なるに如かず」と國會開設以前の政府ならんには、いざ知らず既に立憲の制度を實行する今日にあつては、宜しく帝國議會に於て充分其經費を監督して以て節減を加ふる所あるへし、殊に監督は成るべく公然にして且其權力の強勢なるを要す、限局せる地方議會に於てするよりも堂々たる帝國議會に於てすること、そ一層公然にして且つ其効驗の顯著なるものあるに非ずや、況んや國庫經濟に於ては嚴密なる會計法の規定あつて、糸毫の微も不正に涉り放漫に失すること、を許さざるに於てをや、何を苦んで復た監督の周到なる能はざるを憂ふるか、予輩は寧ろ其監督の周密正確なる能はず且つ政府の干涉に便利なる地方稅經濟に放任して晏如たるを怪ますんはあらざるなり。論者は又現今組入るゝ費額は三百萬圓なるも向後直に四百萬圓乃至四百五十萬圓に増加するは疑を容れず」と懸念せり蓋し惟ふに此三百萬圓の費額たる豫算法に據り前二五年間の平均に基いて算出たる者にして固とより現形の儘、消極的に改良を施し得るに過ぎざるものと思はるゝか故に向後大に積極的改良の方針を取らんとすれば、尙ほ多少の増額を要することあるへきは論を俟たず然れども若し議會に於て之を増額するの必要なしと認定せば政府は濫りに之を増加すること能はざるは勿論のみ若し又實際改良を施すの必要ありとならば之か、國庫經濟たると將た地方稅經濟たるとに論なく必要の費額は必らず之を支出せざるへからず、地方稅經濟なるか故に政府は之を放擲し置くべしとは信する能はざるなり。只た夫れ之を國稅に課すると地方稅に課するとに由りて納稅者の苦痛を感じる上に於て輕重の差異あるのみ論者の如き地方幾多の人民か地方稅負擔の重きに苦むの實況を知らざる者に對しては予輩は茲に多辨を費すの無益なるを信す。

論者曰く「況や地方分權の説は年來の輿論各地方人の共に主張したる所なるに今は却て地方議會の權内に在る所の費目を移して之を中央政府の權内に歸せしめんとす何そ夫れ定見なきの甚しきや」と予輩は政府か明治十三年四十八號の布告を以て

監獄費を地方税支辨に移したるの旨趣果して地方分權の主義に出でたるや否やは明かに之を知るを得ずと雖も假りに此主義に出でたるものとするも實際に弊失あり之を國府支辨に利たるを知りたる以上は再び之を國庫支辨に移すに於て何の不可か之れあらん英國佛國等に於ても亦た既に其實例あり國家百年の長計を立つるか爲めに之を斷行す何の疚むきことか之れあらん其性質及び實際の便益の上に於て當然國庫支辨となすべき監獄の費用をは強て地方税支辨のまゝたらしめんと欲する論者こそ實に其意の在る所を知るに苦まざるを得ざるなり

(完)

● 犯罪ト刑罰ノ關係ヲ論ズ

法 學 士 石 田 氏 幹

本論ハ犯罪ノ哲理又ハ犯罪及ヒ刑罰ノ哲理ト題スル方或ハ適當ナラン何トナレハ本論ノ如キハ唯犯罪ト刑罰ノ關係ヲ成法上或ハ實際上ニ論スルニ止ラスシテ尙ホ進ンテ其源ニ溯リ犯罪ノ哲理又ハ犯罪及ヒ刑罰ノ哲理ヨリ推論スルヲ主トスルモノナレハナリ然レモ斯ク題セハ本雜誌ニ縁遠キノ觀ヲ呈シ從ツテ讀者諸君ノ本問ニ就キ研究ノ勞ヲ取ラサランコトヲ慮カリ本題ノ如ク掲ケシナリ然リ而シテ強井テ余ノ本論ヲ草シ讀者諸君ト茲ニ研究セント欲スル所以ノ者ハ他ナシ本論ノ如キハ犯罪ノ原理又ハ犯罪及ヒ刑罰ノ原理ヲ研究スルモノナリト雖モ犯罪ノ原理又ハ犯罪及ヒ刑罰ノ原理タルヤ警察ノ原理又ハ監獄ノ原理ヲ説明スルニ足レハナリ而シテ又此等原理タルヤ現今ノ警察制度又ハ監獄制度ノ基礎タレハナリ

夫レ人ノ此世ニ在ルヤ二箇ノ自然的生存ヲ要ス即チ動物の生存及ヒ社會的生存是レナリ然ラハ此二箇生存ハ如何ナルモノヤト云フニ動物的生存トハ生理的生存ニシテ一箇人トシテ此世ニ生存スルヲ云フ社會的生存トハ精神的生存ニシテ一ノ集合體トシテ此世ニ生存スルヲ云フ動物的即チ生理的生存トシテハ自ラ己ヲ利シ他ヲ害スルノ結果ヲ免レス精神的即チ社會的生存トシテハ自ラ己ヲ損シ他ヲ益スルノ結果ヲ生セサルヘカラス然レモ此精神的即チ社會的生存ナリト雖モ間接ニハ己ヲ利スルナリ己ヲ益スルナリ何ヲ以テ然ル乎ト云フニ人各々己ヲ損シ他ヲ益スルノ結果ヲ生セハ獨リ己ヲ利セサラント欲スルモ得ヘカラサレハナリ是レヲ以テ動物的即チ生理的生存ヲハ第一又ハ卑近利己的生存ト云ヒ精神的即チ社會的生存ヲ

ハ第二又ハ高遠利己の生存ト云フ

然ラハ此二箇生存ハ何如ナル故ニ必要ナリヤト云フニ人ニシテ若シ第一生存ヲ謀ラサレハ此世ニ生存スルコト能ハサルヘシ何トナレハ人ノ此世ニアルヤ己ヲ利シ己ヲ益スル能ハサレハ自立自存ノ理毫モ之レナケレハナリ又人ニシテ若シ第二生存ヲ慮ラサレハ此世ニ生存スルコト能ハサルヘシ何トナレハ人ノ此世ニアルヤ己ヲ損シ他ヲ益スル能ハサレハ他モ亦己ヲ損シ其他ヲ益スル能ハスシテ獨リ自立自存セント欲スルモ能ハサルヘケレハナリ之ヲ要スルニ此二箇生存タル一ハ一箇人の自立ニ必要ニシテ一ハ集合體的共立ニ必要ナルコト又多言ヲ待タサルナリ此ノ如ク人生ニハ二個ノ生存アリテ共ニ必要ナルモノナレモ第一生存即チ生理的生存アルニアラサレハ第二生存即チ精神的生存ハ爲シ能ハサルヘシ何トナレハ自ラ生存セスシテ他ヲ益スルコトハ到底爲シ能ハサルヤ斷々乎トシテ明ナレハナリ唯、其レ第一即チ生理的生存ニ必要ナル爲メニ第二即チ精神的生存ヲ要スル所以ナルノミ此ノ故ニ人生ニハ二個ノ生存ヲ要スルモノナレモ其要ハ唯、直接又ハ間接ニ一個人的生存ヲ謀ルニ外ナラサルモノナリ

之ヲ歴史ニ徴スルニ歴史モ亦明カニ其事實ヲ證明セリ太古ニ於テハ第一即チ生理的生存アツテ第二即チ精神的生存ナシト謂フヘシ是レヲ以テ他ヲ犯スノ行爲ヲ檢束スル規約ナク弱者ノ肉ハ强者ノ食トナリ從ツテ第一生存モ維持スル能ハサルノ有様ナリシ降ツテ中古ニ於テハ第一生存ノ外第二生存ノ必要ヲ認メタリト雖モ未ダ以テ充分ナリト謂フヲ得ス從ツテ第一生存モ稍維持スルヲ得ルノ有様ナリシ然ルニ今世ニ於テハ第一生存ト共ニ第二生存ヲ必要ト認メ他ヲ犯スノ行爲ヲ檢束スル規約ヲ設ケ弱者ノ權利ヲ保護シ以テ大ニ直接又ハ間接ニ第一生存ノ基礎ヲ鞏固ニセルノ傾キヲナスニ至レリ

以上陳述セル如ク第二生存ハ第一生存ヲ制限スルニ依ツテ爲シ得ルモノナレハ其第一生存ヲ制限スル法律ノ如キハ第二生存ノ必要條件ト謂フモ可ナルヘシ即チ若シ此ノ必要條件ニシテナキ時ハ第二生存ハ爲シ能ハサルヘク從ツテ第一生存モ維持スルコト能ハサルヘシ其レ然而ル故ニ各人ハ此ノ必要條件即チ法律ヲハ嚴正ニ遵守セサルヘカラサルノミナラス此ノ必要條件ヲ破ル者ヲハ又充分ニ懲戒セサルヘカラサルナリ

然り而シテ此ノ必要條件ノ國家ト人民トノ生存ヲ規定スルモノヲ公法ト云ヒ此ノ必要條件ノ各箇人ノ生存ヲ規定スルモノヲ私法ト云フナリ公法ヲ破リ國家ノ生存ヲ抗撃スルノ行爲ヲ犯罪ト云ヒ其行爲ヲナス者ヲ犯罪人ト云フナリ私法ヲ破リ各人生存ヲ抗撃スルノ行爲ハ犯罪ト云フヘカラスシテ爲害者ハ被害者ニ其損害ヲ賠償セサルヘカラサルニ止マル然レモ爲害者ヲシテ被害者ニ其損害ヲ賠償セシムルハ未タ以テ犯罪人ヲ懲戒スルト云フヲ得サレモ生存條件ヲ嚴正ニ遵守セシムルノ旨趣ニ至ツテハ蓋シ同一ナリト謂フヲ得ヘシ

(未完)

●密告の義務を人民は負はしむるの可否

東京 白里漁人

犯罪は悉く之を捜査して、適正に刑罰を執行するは國家の最大要務たること、今更予の喋々を俟たざる所なり、又刑罰執行は獨り國家の専務たるべきも、犯罪の捜査に至りては必らずしも國家機關をして獨り之に當らしむるを要せず、人民の之に參與するを許すも妨げなきのみならず、却つて利益あるべきは夙に世人の承認する所なるべし

然り而して犯罪捜査に人民の參與を許す、其方三あり

第一の法は犯罪あることを認知し、若くは犯罪ありと思料するときは之を當該官憲に告知することを許すもの

第二の法は前法と同しく告知することを許すのみならず、或る手段を以て特に之を奨勵するもの

第三の法は當該官憲に告知するを以て人民の義務とし、之を強行するものは是なり、則ち第一法にありては人民に許與するに告知を爲すの權利を以てするも、此の權利の行用に至りては之を人民の任意となし、敢て之を強制することなく、又敢て之を奨勵することなきは第一法に在りては告知を以て人民の權利となし、又之を強制することなきは第一法に同じと雖ども特に或る利益を提供し以て其權利の行用を奨勵するものとす又第三法に在りては全く前二者と其趣を異にし人民に負はしむるに告知の義務を以てし、尙ほ且つ其履行を確保する爲め刑罰の制裁を附するものは是れなり、第一法と第三法とは互に相容れずと雖ども、第三法と第二法とは併合

して之を行ふことを得べし、即ち犯罪の捜査を便にし、其發覺をして容易ならしむる爲め人民を參與せしむる其法、通して四あるを知る、左の如し

第一 單に告知を許すもの

第二 告知を奨勵するもの

第三 告知を義務とし之を怠るものは處罰するもの

第四 告知を義務とし之を怠るものを處分すると同時に之を履行するものを賞與するもの

此の四個の方法は俱に我が法制に引入せられたる所とす、即ち第一の法は刑事訴訟法に規定したる告訴告發なるもの之れなり、而して告訴は犯罪の爲め損害を受けたるものより當該官憲に爲す告知にして告發は犯罪あることを認知し、若くは犯罪ありと思料したるものよりする告知とす、此の二者は共に人民の權利に屬するもの、法律は敢て之か必行を要求せざるものとす

第二の方法は一般法律中、之を採用したるもの多しとせず、然れども復た全く之なきにはあらざるなり、明治五年(九月)布告第二百八十二號中竊に銃砲類を所持し又は之を製造する者あることを認知し、之を訴出する者は各其過料の半額を賞與すと定めたるか如き、又は牛馬賣買規則(明治五年十一月布告第三百三十號第六條)に無鑑札にて牛馬を賣買したる者あることを認知し、之を訴告するものは取上げたる牛馬拂代金の十分の二を賞與すと法定したる類是れなり、又警察賞與規則中某種の犯罪を密告したるものは賞與すと定めたるか如き皆此の方法を採れるものとす

第三の方法に至りては一般法律中、之れを引入したるもの至りて少し、予か記憶する所に依れば僅かに二あるのみとす、即ち爆發物取締規則及び質屋取締規則是なり、爆發物取締規則第七條は爆發物を發見したる者は直ちに警察官吏に告知すべしと命じ而して之か違犯者には五圓以上五拾圓以下の罰金を科し、又其第八條を以て該則中に記載したる重罪犯ありと認知したるときは直ちに警察官吏若くは危害を蒙らんとする人に告知するの義務を負はせ、且つ之か違犯者には六月以上五年以下の重禁錮を科す又質屋取締規則は其第七條を以て贓物の疑ある物品、又は身柄不相應と認めたる物品を持來る者あるときは之を密告するの義務を營業者に負はせ、而して之か違犯者には二圓以上二百圓以下の罰金を科す、一般法律中斯の如き規定を置く者

僅かに此の二法律のみなれども各地方に於て設定したる諸取締規則に在りては此の方法を導入するもの甚た多し、彼の貸坐敷營業者、引手茶屋、娼妓、料理屋、飲食店、遊戯場、旅籠屋等の營業者に負はしむるに密告の義務を以てし、來客にして舉動不審若くは身柄不相應の消費をなす者等あるときは必らず之を警察官署に告知すべしと命じ而して之か違犯者には多くは違警罪の制裁を加ふるものとす

將た又第四の方法に關しては一般法律中、明文を以て之か採用を表明したるものなしと雖ども、警察賞與規則の條項は密告を義務としたるものによつても尙ほ之を適用し得べきを以て我か法制復た此の方法を採用したる所ありと云ふべし

第一第二の方法に關しては言はんと欲するものなきにあらず、然れども今暫く之を茲に略し、以下主として第二第四の方法に就き説を爲さんとす

(未完)

雜報

●天然痘の流行に就て

舊臘以來、神奈川縣を始めとして東京府、栃木縣其他二三の地方に於ては天然痘、漸次蔓延するの兆候あり其筋に於ては之れか豫防撲滅にをさし油斷ならざるは勿論のことながら此際若し該病の監獄に侵入するか如きことあらば在監人は勿論、一般公衆の爲めにも容易ならざる次第に就き當局者に於ては一層、慎重の注意を加へ萬一、該病發生したる場合に於ては充分、消毒隔離の方法を厳行せらるべきは勿論なれども先づ之れか豫防手段として新入者、未痘兒を始めとして普く全監の拘禁者に對して種痘を施すこと必要なるべしと信す

●天然痘、市谷監獄に入る

東京府下に於ては天然痘の流行、目を追ふて益々猖獗を極むるの勢ひあり其銳鋒、終に警視廳監獄本署及び市谷分署を侵襲し殊に市谷分署の如きは當局者の百方、豫防撲滅に苦心焦慮せらるゝにも拘はらず

舊臘以來、今日に至るまで既に三十四五名の患者を出し目下の處、本署より送付し來りたる刑事被告人を併はせ同監避病室に於て療養中の者三十七名にして此他に尙ほ發病の疑ひあるを以て隔離中の者、二十名以上ありと云ふ而して右の痘瘡患者は多くは三十年以下殊に二十年未滿の者なる由なれども中には四十年前後の者もありて殊に不思議なるは前年曾つて天然痘を患へ今日尙ほ痘痕の歴然と存する者又は近く昨年夏季の頃、種痘したる者にして發病したる者ありとなりされば此際各地方殊に流行地の監獄に於ては前年既に種痘をすましたりと云ふが如きものは勿論、少くも位位の痘痕あるが如きものと雖も取除けなく成るべく普く種痘を施すこと必要なるべしと思はる因みに痘苗は一毛細管にあるものを以て凡そ三人位までを程度として接種すると然るべしと云ふ

●市谷監獄署員の精勵

天然痘發生以來署長を始め監獄醫は言ふ迄もなく署員一同、之れか豫防撲滅の爲めに晝夜を分たず黽勉執掌せられたるの故を以て今日に於ては消毒隔離等諸般の準備盡く整頓し種痘の如きも三十年未滿の者に對しては盡く之を施行し終るに至り尙ほ進んで

其以上の者にも及ぼすへき筈なれども痘苗缺乏の爲め止むを得ず手を明けて俟つの姿にて是れには當局者も一方ならず苦心せられ居ると云ふ尙ほ又聞く處に據れば避病監當の看守一名押丁二名女監取締壹名該病に傳染し當時専ら療養中なりと聞く

●市谷監獄分署巡視

小河監獄課長は衛生局員及び警視屬某々氏と共に去る廿日市谷分署に到り詳細に天然痘豫防消毒等の方法を調査し尙ほ避病監に就て其實況を視察せられたり

●獄事研究会

廣島縣監獄に於ては同獄官吏中有志の者申合せの上研究会なるものを起し時々相集會して治獄に關する學理及實際上の問題に就て各自、抱持する所の意見を吐露して大に研究せらるゝ所ありと云ふ

附言斯くの如き的美舉、願はくは各地到る所に之を實行し出來べくんば其範圍を擴充して縣知事を始め書記官參事官、裁判官、檢事、警察官吏、郡區吏等をも會員に加へ大に監獄知識の普及を計るに至らんことを

●裁判上の一新例

教習所の科程を終へ卒業證書を授與す其内近藤齋藤福村の三名は優等賞狀を交付せり

岡山縣監獄署

○明治廿四年十月中囚人賞表及懲罰等左の如く執行せり

廣島縣監獄署

囚人賞表授與人員

明治廿四年十月本縣に於て囚人に賞表を授與せし人員は男六十六名女五名内賞表壹個以上を有するもの重て壹個を授與せられたる男三十二名女三名始めて同表を授與せられたるもの男三十四名女二名なり

獄則違犯懲罰處分

獄則違犯にして懲罰處分を受けたるもの、人員は男百四十七名女十名にして内暗室男六名減食男百二十一名女七名屏禁男十九名女二名賞表壹個を褫奪せられたるもの男一名獨愼のもの女一名なり

在監者疾病診察

從來在監者當日の疾病は毎日午前九時より同十一時までに診察せしめ來りしが必竟するに就役時間に係るを以て或は言を疾病に托し就役を怠るの弊あるを觀接し爾來患者の診察は出房時限より就役時限の間

浦和地方裁判所に於ては頃日、特別監視違犯者に對し特別監視は行政上の處分に屬するものにして普通の監視と同一視すへきものにあらざるとの理由に據り法律に明文なきの故を以て無罪を言渡したりと云ふ附言岳洋居士嘗つて本誌に於て特別監視は普通監視の如き附加刑の性質を有するものと同一視すへきにあらざる所以の旨趣を論述せり法理上或は當さに然るへきことなるべしと雖も若し特別監視違犯を以て之を刑法に問ふこと能はずとされば典獄は該違犯者に對し何に據つて假出獄を停止することを得べきや監獄則に於ても別に規定する所あらざるを以て典獄は刑法の明文に據るの外、他に假出獄を停止するを得べき場合あるとなし尤も浦和裁判所の新例は未だ大審院の裁決を経るまでには運ばざるものなるべきか故に之れが爲めに從來の慣例を翻へすに至るが如きことあらざるべしと雖も兎に角、吾人の大に研究せざるべからざる一問題なりと云ふべし

●各署本會へ報告摘要

○本縣看守近藤敏齋藤龜市福村豊吉森茂太郎小川克正中村吉太郎田代新平眞野昇の九名は第二回看守

に於て三名の醫師をして一齊に診察するとに更正したり爲に著しく就役者の數を増加せり

看守押丁居住區域

看守押丁住居の區域は監獄を距ると二十丁以内各支署は十丁以内と定めたり

監獄署員非常召集

○監指示第六三號

監獄署各課
監獄支署

監獄署員非常召集規則別冊ノ通相定ハ
右指示ス

明治廿四年八月十四日

廣島縣典獄六角耕雲

監獄署員非常召集規則

第一條 非常召集ハ監獄署又ハ監獄支署ニ於テ水火風震及在監人反獄其他非常ノ事變ニ際シ當日勤務外ノモノヲ臨時召集スルモノトス

第二條 召集ハ監獄署ニ在テハ署長監獄支署ニ在テハ支署長之レヲ命令スルモノトス

監獄支署ノ召集ニ係ルモノハ一面其事由ヲ典獄ニ具狀シ一面之レヲ執行スルモノトス

第三條 集召ハ圖式第一號ノ手旗ヲ配賦シ以テ召集ノ命令ニ換フルモノトス

第四條 召集スヘキ署員ハ豫テ其住所ノ位置ニ從ヒ
 五名乃至拾名ヲ一組合トシ且ツ各自住所ノ入口見易
 キ箇所ニ圖式第二號ノ札表ヲ掲ケシムルモノトス
 第五條 組合ハ地形ノ模様ニ依リ數組ヲ方面ニ區域
 シ各組合毎ニ組長一名乃至二名ヲ置クモノトス
 第六條 召集手旗ヲ配賦スルハ臨機小使其他便宜ノ
 方法ニ依リ各方面ニ派遣シ組長ニ交付セシメ組長ハ
 直チニ之レヲ組合ニ傳令シ一面召集ニ應スルモノト
 ス

組長不在ノキハ最寄組合員ニ交付セシメ其交付ヲ受
 ケタルモノハ本文ノ手續ヲナスモノトス
 第七條 召集旗ハ言語應答ニ代用スルモノナルカ故
 ニ之ヲ受ケタルキハ五分時間内ニ服裝ヲ整ヘ該旗ヲ
 携ヘ迅速昇署スヘシ
 第八條 昇署シタルキハ圖式第三號(圓)第四號(圓)目
 標ノアル處ニ至リ召集旗ヲ署長ニ差出シ指揮ヲ待ツ
 ヘシ
 目標ハ署長ノ位置ヲ示スモノトス
 第九條 前條ノ指揮ヲ受ケタルキハ更メテ指揮アル
 ニアラサレハ擅ニ其位置ヲ離ル、等ノコアルヘカラ
 ス

町正太郎小田幸太郎牛島徳三郎前田常藏近藤堅吾高
 松辰三郎吉開末三郎新免鏡次郎福原萬龜淵井猛之糸
 永久嘉ニシテ大田大塚西ノ三名ハ優等生ナリ

三池集治監

○懲役七年囚京都府平民前田新七ハ入獄以來獄則チ
 謹守シ改復ノ情顯著ナルヲ以テ今回假出獄ノ特典ヲ
 得タリ

○本縣看守川那邊將曹藤井正莊岸田彦賢岡田末七郎
 性川榮智伊原則掩仙石辰顯宮澤次久藤本重次郎大野
 正義宮崎肇光河原林幸太郎山内榮輝森甚兵衛藤岡卷
 尾大窪昌嘉小林正照岡村良資小林安之助坂井捨吉洲
 澤豐郷萩野真誠片桐清成吉岡岩太郎三重野岩喜古森
 道夫山角貞正今井道三稻生由太郎大澤勇山田永能細
 見義觀中村一男森田芳福ノ三十四名ハ前後精勤證書
 ナ授與シ置タリ

京都府監獄署

○當署第一期看守教習所於テ看守岡田扇太郎高橋脩
 次郎中尾久藏根原慶三郎余村彦三郎ノ五名ヘ卒業證
 書ヲ授與ス

鳥根縣監獄署

○本縣監獄署に於ては吏員相互の稱呼方苗字の下に

第十條 署長ハ場合ニ依リ圖式第五號(支署長ハ)ノ小
 旗ヲ以テ各員ノ進退ヲ號令ス
 各課長(支署ニ於テ)ハ署長ノ命ヲ受ケ圖式第六號ノ小
 旗ヲ以テ各員ノ進退ヲ指揮スルコトアルヘシ
 第十一條 平素各員外出スルキハ必ス其家族ニ行先
 ナ告ケ置キ非常召集ニ應スルノ備ヘチナスヘシ
 二里以外又ハ宿泊スヘキ地ニ到ラントスルキハ豫メ
 署長ノ認可ヲ經ヘシ
 住所ヲ轉シタルキハ速カニ届出ツヘシ
 第十二條 召集ニ應スルコト能ハサルモノハ速カニ其
 事由ヲ届出ツヘシ(圖式略ス)

○當署看守大鳥兼三郎吉岡球吾古山正盛酒井嘉盛小
 林保廣加藤泰忠同柄木監獄支署看守高久佐平岩倉澄
 啓ノ八名ヘ精勤證書ヲ授與ス
 朽木縣監獄署

○本監第一期看守教習所卒業生貳拾七名卒業證書授
 與式ヲ舉行シ典獄渡邊惟精ノ演說等アリテ靜肅其式
 ナ終ル生徒ノ人名ハ列記ノ如シ看守大田黑彦入大塚
 儀太郎西二郎緒方惣九郎田中保五郎江頭作次郎倉田
 市松武藤直立川榮太郎山崎藤一郎重松嘉一郎典山善
 次郎森田喜十郎今村伊佐太郎加藤虎彦草葉平三郎井

官名を附する事に一定したるに上班下班の區別相立
 ち規律嚴然其結果空しからず

○又在監人中死亡者あるときは(刑死者は除く)假葬
 するに先き達て教誨師僧侶規定の場所に於て讀經し
 而して典獄看守長病監看守教誨師醫師又は女監取締
 は監署門迄見送る事に定めたり尤も棺に裝飾を施し
 他因を會し引導めきたる事を爲すにもあらずして死
 者に罪なしと云へる原則にも通せんこと存候へば貴
 會に於て御同感に御座候はゞ兩様とも雜誌へ御掲載
 あらんこと希望に堪へす候

靜岡縣監獄署 増井鈞次郎

●大分富山兩縣の典獄
 大分縣典獄出事氏は同縣日田郡長に轉任し同縣監獄
 書記たりし矢部太一郎氏其後任を襲ひ又富山縣警部
 兼富山縣監獄書記たりし大樂數造氏は富山典獄に何
 れも榮任せられたり

監房の燈火に就て

監房の燈火に就て各地とも之を注意外に置て顧みず
 甚たしきに至ては房内へは光線を通せず暗黒になし
 置くこそ却て其當を得たるが如き觀念を抱き一臺の
 燈火を以て二三房に兼用し僅かに監房の一隅に光輝

の達するを以て足れりとなす者ありと聞く事實果して然りとせば燈火の効用を抹殺せるものと云はん夫れ燈火は夜間に在て在房者に起居の便宜を興るを以て唯一の目的となすものにあらす。在房者の起居動作を房外より仔細に視察し得るの便に供するものにして暗黒に乗して悪事を爲し得るの弊害を防遏するの具たらざるへからす故に歐米諸國に於ては各房に必ず一箇燈火を設備し以て房内を視察し得るの便宜に供す若し之に反して房内を暗黒にし置くときは房外より内部の模様を自由に視察し難きにより在房者中に悪事を爲すの機會を與ふるに至り頗る弊害の生し易きものとす是れ事實に徴して明かなるなり然るに或者は尙暗黒の利益あるを説く其説く處に據れば房内を暗黒にせば自然靜肅となり在房者をして知らす識らす過去將來のことを沈思默考するより他事なからしむるに至り其間良心の出來りて邪念を攻撃し邪念は良心のために制せられ其叱責に遭ふて滿身爲めに苦悶を覺へ終に前非悔悟の念慮を發生するに至るものとす而して房内を視察するには必らずしも燈火を要せず戒護者は提燈を携帶するにより其提燈を用て之れを照視せば内部の模様は明かに認識するべし

得て敢て不便を感ぜざるなり又不時に監房を巡視し隱密に囚情如何を探知する上に就ても却て便宜あるを見る故に燈火は必ず一房に一箇を設備するの必要なしと、是れ一理あるに似たれども未だ正論を得たるものとは認め難し何となれば上陳せる如く房内暗黒なるときは房外より視察せらるゝ恐なきを以て互に頭を集めて隠謀を企て又は鷄姦等の悪事を爲し易からしむる恐あり又提燈は小なるを以て光線の届く區域に限りあり其手近なる所は固より視察し得るも周到なること能はず反對の偶側は光線の射映薄弱なるより仔細に視察し得られざるのみならず一房内を視察するにも幾度か其光線の向ふ處を變換せざるへからす爲めに知らす識らす或部分を視察するに至る過を生し又提燈の光線少しにても在監者の認むる處となるときは巡路視察なるを前記するに至り悪事隠謀は之を中止して戒護人の目に觸れざるよう豫防し巡視の効用を空しからしむればなり彼是の不便不利あり寧ろ常置の燈火を用て始終房内を照らし一舉一動時を嫌はずして内外より視察し得らるゝ装置をなし在監人をして悪事をなすの念慮を絶たしめ自然に悪事を未發に防制し得るの利益あるに若かさるな

り又燈火なるときは其位地に反對せる部面より燈火に向て房内を透見するときは房内の模様は仔細に視察し得て提燈を以て照視するか如き煩難もあらざるなり故に我が邦の如き監房の構造に種々様々なるものある所にては燈火の位地及構造を一定し難き憾ありと雖要するに房毎に其房外へ必ず一基の燈火を設置し視察の便に供する注意あらんことを望む

●集治監の官舎

は去る明治十八年十月内務大臣の訓令に基き典獄副典獄看守長若しくは看守に限り(看守長并に看守には典獄の指定せし者との制限あるに)無代貸與を許されありしに今回右訓令は去る明治廿一年十二月内閣よりの通牒により消滅せし者なることを其筋より或向へ伺出に對し指令相成り更に其筋の認可を得て無代貸與のこととなり今度は以前の訓令より範圍を擴め各課長は無代貸與せらるゝこととなりたる趣なればこれまで此恩澤に浴すること能はざりし書記にても課長たる上は看守長同様に無代貸與せらるゝ者の内に入りたるやに聞き及へり要するに官舎は其人に屬せしむる必要なしと斷定すべき理由あるなし一朝事あらは緩急時に應ぜざるへからす

是れ其筋に於ても更に官舎貸與の區域を擴め書記と雖課長たる上は之に居住を許可せらるゝこととなりたる所以なるべし左もありたきことにこそ

●刑期計算を正ふして往復の煩を省くへし

各府縣典獄より稟請に係る假出獄上申書中刑期滿限若しくは刑期四分の三計算上相違あるより推問を要し往復のため手数を要するのみならず時日をも要し假出獄認可の日時は遅延す上申書の不完全不精査に基因するものにして囚人の不幸なるのみならず繁文を省くの旨趣にも抵觸す右の事實は随分あり勝ちのことなる趣に傳聞す注意ありたきこととなり因に記す典獄の上申書中に年月日を脱略し或は無印のものもこれあるよし是亦不注意の致す所なるへければ今後は一層注意して斯る不都合否手落ちなきやうに致され

●在監人の面前にては煙草を嚴禁すへし

煙草を携帶し在監人の面前若しくは監房の前にて之を喫せは忽ち在監人の感情を喚起せしむ甚た其有害なるを認む然るに當局者中にも間々煙草を喫しつゝ監房若しくは工場等を巡視する人あるやに聞及ふ不注意の極と云ふへし又當局者にあるまじき事柄なり最

も慎み且戒めざるべからざるなり若又外人の來て監房等を巡閱若くは巡視するに當て斯る舉動あるならば當局者は之を制止し若くは之に注意を與ふることを怠るべからず注意まで取て一言す

●看守押丁設置程度の改正を望む

看守押丁設置程度に係る規定は明治十四年の制定にして今日にては更に其筋の許可を得て之が程度を變更せし所多し設置程度の規定は殆んど有名無實の姿と相成りたり要するに其今日に適せざるは明かなる事實なれば少々經濟上の都合は之あるへきも已に集治監の看守設置程度は之を改正し押丁は之を廢せられたる實例もあるあり且獄事改良上止むべからざる急務なれば府縣の分も速かに改正し押丁は之を全廢し以て若々獄事改良の歩武を進められんことを望む若し鎖々たる事情に制せられて躊躇逡巡せば獄事の改良は到底企圖するの時機なかるへし宜しく進んで押丁を廢すると共に看守の人員を増加し速かに之が設置程度を改正すへし之が斷行に就ては敢て其筋に向て切望す

●囚人の奇病

熊本縣監獄署三池出役場に於て出役囚中に一種異様る故之に注意せず猥りに處々へ兩便を發する者あり其臭氣は鼻を衝く加之氣候極めて不同なり或は寒冷に堪へざるあり或は炎熱に堪へざることあり即ち蒸氣管の通路に接する坑内は炎熱恰も煮るか如し以上の事實は健康を害する言はずして明かなり又勞働過度、夜間勞役、衆人群居、飲料水不良等亦本病原因の重なるものなるへし上陳の徵候等に據れば本病は本邦に稀にある處の「スコールプ」止病にして第一食料中蔬菜の不足、第二土地の關係に歸因し、即ち坑内衛生不良、勞働過度、衆人群居、飲料水不良等の原因たること判然せるにより直に食料の改良を行ひ可及的衛生法を施したるに其效驗は著くして爾后一人も此病に罹る者なきに至り患者にも勤めて食料に注意し醫療を施したるを以て漸次輕快に趣き全經過短きは三週間半長きは六週間半平均四週間に於て全治し其跡を絶ちたる趣きなり

●八圓俸巡查の苦情に就て

警察機關第貳拾三號雜報欄内に八圓巡查の苦情てふ標題にて本年四月以降は客年の勅令第百六十九號に依り現今六圓七圓の俸給を受くるものも新に拜命するものも皆三級俸即ち八圓となり是迄多年奉職して

の疾病發生し去年九月上旬より全十月下旬に至る二ヶ月間に於て此病症に罹る囚人は實に四十四名の多きに達し其内貳拾八名は重病なるを以て監獄署へ引取り治療を施し尙ほ出役場に残りたる病囚の治療並に其病原探究の爲め十月下旬に至りて熊本縣より特に監獄醫を出役場へ派遣せしめられたる由今其詳かなる處を聞くに徵候の主なるものは急性出血性の齒齦炎、上下肢内面の溢血點、一種牽引様の劇通、中等度の熱、營養不良、全身貧血、皮膚不潔等にして脚氣を合併したるものは右症狀の外に知覺の異常、輕度の浮腫、膝蓋反射の亢進減退等の諸症狀を呈せり因て此原因は必ず食物ならんとの推究を爲し本年七月より十月に至る間の食物の調査に従事せりと云ふ、然ども三池出役場の位地は海を距る十町許の處にある一小丘にして、近圍は卑濕、年々傳染性諸病の流行地たり而して囚人の日々出役する炭坑は深きは地下百五六十間淺きは數十間に於て坑内暗黒なり故に數千の燈火を用ゆ其煤煙は洩出するに道なく終に全坑に充滿し坑夫は常に之を吸入するを以て悉く黒痰を咯出するに至る而して駄馬の尿尿は四面の瀝水及び粘土に混和し又便器の設置ありと雖坑内暗黒な

六圓七圓より漸く八圓俸となりたるものも同額の八圓を受くることにて長く辛抱して八圓俸を受くる者は數年の辛抱も水泡に歸するの感あり又現に八圓俸の調査を九圓十圓と順次昇級するとは地方經濟逼迫の時節各地方議會に於て俸給額を辛く議決したれば容易に昇級することも叫び難く約り従前八圓俸の調査は俸給令の改正こそ却て不幸なりとの意を記載されたり余輩は敢て辨を好む者にあらざるも之を讀て豈黙々に附するに忍びんや蓋現在の八圓巡查は多年の間風雨寒炎を凌ぎ幾多の辛酸を嘗め以て漸く得たるものなれば今何の經歷もなく或は僅の時間調査たりしものど同一の俸給となるは普通の名譽心より言へは心に慊らす思はるゝならんかなれども开は自身一己の利害に關せざる思案にして却て他を猜妬するの誹を免れざるなり何となれば他人が一足飛に自己と同額なる俸給を受くるを猜みて徒に苦情を漏らすの嫌われはなり縦又是等の不衡平なる事のあれはどて強ち苦情を唱ふる者はあらざるへし多數の巡查中或は不平の心ありて苦情を唱ふる者ありとするも是は眞に少數にして爲めに一般の巡查に迄此冤を被らすに忍びんや畢竟是等苦情を唱ふるものは勅令發布の

當時詳解を與へる本誌を讀ますして其精神を會得せざるゆへなり。巡查の俸は低少なり薄給なりとは一般人民の冷評のみならず職に巡查にある人も常に之を感し之れが増多を企望せしは實に著しき事實なり。且近來物價自然に高貴して生計に多費なるは上下一般皆然らざるはなし。於是乎最低なる二給を廢して總て八圓以上とせられしなり。語を換て之を言へば巡查の身分を高めたるなり。何を困して苦情を唱ふるものあらんや。余輩は却て信す八圓俸の巡查は四月以降多くの同僚を得て職務上多少の便益を得らるゝことを又信す。速に昇級せん爲めに舊に倍して勉強心を惹起し職務上効果の愈増多せんことを斯く言へば言ふもの猶苦情は去らずと云ふか。余輩之を慰むるに言なし。然れども若し勅令は少數なる八圓巡查の苦情あるよりも多數なる六圓七圓巡查の歡喜且精勵とを需得せしと云はんのみ。

●廢刀令あることを記憶せよ

近來異様の扮裝をなし抜刀して市街を徘徊する者往々あり、警察上之を取締をなすに困却せらるゝ趣なるが余輩は差したる持て餘し物とも思はざるなり、勿論異様の扮裝を爲して徘徊する者あるも警察

録には此の記載を要せざるものと認む。唯其の附録たることを明かならしむれば事足るへし、何者條例は毎號に記載することを要求し決して各號の一部分毎に記載することを要求せざればなり、然るに附録なるものは其文字の表するか如く本紙に附隨するものにして即ち本紙と合体して一號を爲す者なれば既に本紙に於て條例の要求を満したる以上は重ねて之れを附録に於てするを要せざるべく唯只其附録に於ては本紙の附隨たることを明記すれば充分ならん故に附録たることを明白に彰表したる以上は假令ひ氏名發行所等の記載を缺くも本條の違犯として之れを處罰すること能はざる筈なり。予輩の視る所斯の如し、然るに之に正反對なる裁判例之れあるやに聞及びたり、事實果して如何、又予輩の見解果して誤れるや否や幸に識者の教を俟つと保安生と云ふ人の投書あり記者は大體保安生の見解を可とするものなり、併し附録の名義を以てするも其の配布の方法如何に依りては附録と見做すべからざるものあり例之は本紙と附録とを引きはなし本紙は一日、附録は三日に配布し、又は附録には別段の定價を付して本紙と各別に發賣するが如きは名義こそ附録なれ、其の實は全く

官は當然之を制止すると能はされども抜刀の處分は容易に附け得べし、記憶せよ廢刀令あることを、明治九年(三月二十八日)第三十八號布告は言はずや「自今大禮服着用並に軍人及び警察官吏等制規ある服着用の節を除くの外帶刀被禁候條此旨布告候事但違犯の者は其刀可取上事」と勿論單に刀劍を携帶若くは運搬するは此の禁令の限外なれども抜刀して徘徊するか如きは此の禁令の範圍に在ること論を俟たざるべし、故に其抜刀は當然取上げ得べきなり、然るに世には隨分奇態なる論者ありて此の抜刀を取上げ得ざるものとなし、場合に因りては必要處分として之を差押ゆるの外道なしと云ふものあり、全く此の禁令あることを承知せざるもの、如し、念の爲めに茲に記して以て注意を惹く

●新聞紙の附録と條例第十一條

新聞紙條例第十一條第一項に「新聞紙ハ每號ニ發行人編輯人印刷人ノ氏名發行所ヲ記載スヘシ」とあり而して本條項を犯したるときは發行人は五圓以上百圓以下の罰金に處せらるべきなり、然るに新聞紙の附録にも尙ほ氏名發行所等の記載を要するものなるや否やは一箇の疑問なり、予輩の視る所に因れば附別號なれば其の果して附録なるや否やを識別するは事實上最も精査を要する所なるべしと信す

●警察禮式に就て

外國の皇帝皇后及び皇族に對しては最敬禮を行ふべき旨は警察禮式第十條に規定する所なり、然るに或人之に就き疑を起して曰く外國の皇帝皇后及び皇族は往々微行せらるゝことあり、即ち皇帝皇后皇族たるの資格を離れさせられ恰かも一私人として巡遊せらるゝと往々之あり、然るに本條特に皇帝皇后皇族と明記しあるか故に微行の場合に於ては最敬禮を行ふに及ばざるが如し、果して如何と、答へて曰く微行の場合と雖ども最敬禮を行ふべきこと勿論なり、外國の皇帝皇后皇族の旅行に公私の二様あり、又其微行の場合に於ては其本然の資格を離れさせらるゝこと定に或人の言ふ如くなれども國交際上外國の皇位皇族に對し敬意を表するの一段に至りては彼此の間些も差別あるべき筈なし、皇帝皇后皇族の資格を離れさせらるゝが故、皇帝皇后皇族にあらず、隨つて又敬禮をなすに及ばずなど、は徒らに本條の字句に拘泥したる小理窟と云ふの外なしと、或人又問ふて曰く本條に云ふ外國の皇帝云々とは單に條約國に限

るか又は無條約國の皇帝以下をも包含するやと、答へて曰く條約の有無を問はざるは勿論のことなり、國交際上の禮儀は條約の有無に依り輕重すべからざる勿論なればなりと此の問答は甲乙二人の間に於けるものなれども他にも同一の疑問を抱くものなきを保せず、因りて茲に採録しぬ

●奇怪の扮裝

地方所定の違警罪目に奇怪の扮裝を爲したるものの一頂を掲ぐるもの往々見る所なるが此奇怪といへる語につゝて解者頗る感入違警罪目設定の地方にては否寧ろ之を設定する者は如何なる扮裝を爲したる者を以て奇怪と見認むべきやは既に所見あることなるへけれども如何にせん人心の異なる其面の如く從て解釋を異にし自から以て奇怪とせざるものにして警官は之を奇怪の扮裝なりとし之を處罰するに至るも未だ知るへからず、彼の洋服を着し木履を穿ち唐傘を携ふる者も奇怪の扮裝と稱するを得へく、シリンドルの高帽に赤の羽織を着け草鞋を穿て物品を賣り歩行くものも奇怪の扮裝と稱するを得へく、フロックコートコートの服裝者にて赤き帽子を冠る者も奇怪の扮裝と稱するを得へく、飴を賣る者、菓子菓子を賣る者、廣

は少しもなきれども其形狀及作用并物体を遠距離に飛ばし禽畜を傷害し物体を射透するは彈藥の力に依り發射する銃砲と其勢力の多少はあれども性質上異なる所なし、然は則ち純然たる銃砲の種類たるや疑なし、之を銃砲とすれば何銃とするか、既に銃砲としたる上は免許銃とすると論を待たず免許銃は銃砲取締規則に依れば獵銃及和銃玉目四匁八分以下とあり空氣銃は獵銃とすることを得す又和銃にもあらざれば免許銃と稱するを得さることくに考へらるれども軍用銃にあらざる銃砲は免許銃とするの定めなれば空氣銃は獵銃とせざるも和銃とせざるも免許銃の一種として之を取締るとは勿論のとなり空氣銃の製造を度外に置き取締を爲さるる向もあるやに聞く宜しく銃砲取締規則の範圍内に於て之れか取締をせられんとこそ切望なれ

●全國犯罪人人名字書

聞く所に據れば司法省に於て全國の犯罪人々名字書及其の索引を調製するの企ありと云、此字書は輕罪以上の刑を受けたる者の族籍氏名年齢及受刑の裁判所罪狀の要領等を三ヶ月毎に人名のいろは別に編纂し又索引には字書中に記載されたる者の氏名を記し

告を爲す者各其目印となるへき扮裝を爲して歩行するは一般の習慣なるか如し是亦見て以て奇怪の扮裝とするを得へし若し夫れ人間普通の着服裝置の外異様な扮裝を舉げて悉く之を列記せば其目百にして足らざるへし而して其如何なる度に迄扮裝したる者を以て違警罪に觸れるとし如何なる扮裝なれば違警罪に觸れずといふか執行官其人の腦髓に於て之を分別するとなれば實に危險なりといはざるを得ず總て人を罪に處するは公明なるを要す曖昧模糊なる文字を掲げ人々の解釋に依り若くは執行官の腦髓に據て取捨あるか如き規定は避くるを好む違警罪目を制定せらるゝときは考一考あらんとを希望す

●空氣銃取締

空氣銃とは何種に屬するか其構造は金屬を以て普通の銃砲の如く爲し銃身の底に金屬を以て裝置したる空氣溜めあり此空氣溜めには一の仕掛けにて空氣を壓搾して詰込み銃身の一方に孔ありて之れに彈丸若くは箭を送入し銃架の側に在る金具を指にて引けば其機關の一の作用に依り空氣溜めの一の某部分を開き壓搾したる空氣を銃身に送り出すその勢力の迸奔する爲めに彈丸若くは箭を放飛するなり火藥類の使用

て字書の第何巻にある者なること及輕重罪の處刑を受けたる者なることを簡易に知らしむるものなる由なり本邦未だ犯罪人名索引の調製なくして全國を通じて犯罪人の前科を知るの方法なく好し本籍に照會するの途はあれども往復の間徒に時日を費やし警察署等に於ては拘留の期限を經過し放免するを得さるか如き不幸を來たすとなきにあらす今司法省に於て全國犯罪人に就て人名字書を作り其身上に屬する詳細の事態を記載し且是れか索引を添造するに於ては坐して全國の犯罪者を知ることを得へく之を各警察分署に備へ置かば所轄内へ新に他より移住し來る者あるとき直にその前科の有無を知るとを得るの便に供することを得司法警察上には勿論豫防警察上に最も効用多きとならん素より浩然大業なる字書なれば其費用も少小にあらざるへく各警察署分署へ殘らず設備するには經費の許さるる向もあるへし然れども少くも警察部及樞要なる警察署には是非備へ置かるゝ方事務上の便宜なるへくその索引の如きは各署に備へ置かるゝと至便ならんと思考す

●警察署領置品の取扱方

刑事被告人の所持品を警察署分署に領置するときは

物品會計規則に據り取扱ふこと勿論なれども其物品の名目を一々記載することは實に煩雜なる手数にして日々出入多き被告人に對し物品の出納あるを以て到底規則の規定に據ることを得ざるを以て右所持品の科目は單に在監人所持品となし其内譯は衣類雜品の二科目に記帳するを得るに至りしは此程のとなりし尤も警察署分署に於ける領置品明細簿には各品ごとに之を分記するは勿論のとなり然るに遺失物及賊の拾置品等の記載證明も亦同様なる取扱にせらんとを希望する向多々ありその筋に於ても當時詮議中なりとか漏聞せり多分右同様の取扱になることならんと思ふに思考す

●領置品紛失賠償

警察署分署等に於て刑事被告人の所持品及遺失物賊捨置品等の領置物を紛失せしときは官之を賠償し其金圓は國庫より支出せしは三四年前までの例なりしが憲法實施と、々に會計法行はれ國庫の負擔として支出する金圓の性質を一變し今は國庫より賠償するとは殆ど其痕を絶たんとするの有様なり地方に在ては之を知らず從來の例に倣ひ續々之を其筋に請求すれども常に其筋が排斥せらるゝよし畢竟賠償の性質

海道初旅行にして名所舊跡の何れに在るやを知らざるものに取りては此上もなき好同伴を得たり仰き願くは我行手まで同車あらまじと冀ひ三四の停車場は知らず識らず經過し下等汽車の苦悶を忘れたり聞く地方調査は都會の調査に比し懇篤にして寛大なりと今地方に出て、初めて其評の當なることを目撃せり貴會の雜誌は全國に普及すと聞く乞ふ餘白を割愛し他府縣多數の調査諸氏の好摸範とせられたしとて在京某氏より寄稿あり

編者曰本件果して事實なりとせば脱帽脱劍及び名所舊跡の間はず語り驚くに堪へたり依て思ふに某氏の調査と見しは眞の調査に非ずして當時流行のパン屋杯の儔輩調査に扮装せしを眞物と誤認せしと信するなり

●汽車の囚人護送

汽車の便ある地方に在つては囚徒の護送遞傳は汽車に據ると勿論なり然るに今日に在つては歐米諸國の如く囚車の設けなきを以て勢ひ普通乘客と俱に下等汽車に乗込まざるを得ず此囚人と膝を接する公衆の感情果して如何ぞや其迷惑實に堪へ難きものあらん然れども幸に上中等に乗載するか如きは殆ど稀なる

法令註解

を誤解するに依るものならん蓋し警察署分署に在ては署長一切の責に任ずるとなれば署内に於て紛失の物あれば署長其責に任し之を賠償すへき義務あるものたるを以て署長の義務に對し國庫之を賠償するの義務あるへき筈なし故に此申出に對しては常に排斥を受くる所以なり然れども紛失にして正當の理由あるもの譬へは暴徒多數の襲撃に逢ひ抗拒することを得ざるもの、水火災に際し救護することを得ざるもの、護送の途中強奪せらるゝもの、其他不意の出來事に際し防禦することを得ざるもの、如きは正當の理由として認むることを得るを以て實際の狀況を詳かにし國庫より賠償せらるゝことありといふ

●汽車内に於ける調査の舉動

余一日新橋より下等汽車に乘り大阪に赴く途次某縣管内に於て一調査の同車するに逢ふ素より正服を着し手に捕縛繩を持したり思ふに囚人護送の歸途にもやありつらん先つ帽を脱し須臾にして又佩ふ所の劍を脱し之を傍らに差置き椅子に寄られたるは如何にも打寛ろきたる体なりし又傍人數輩と頻りに雜談を交へ終りには名所山川等を巨細に指示し得色面に溢れたり傍人は勿論一車内爲めに興を添へ余か如き東へきを以て上流の人士若くは外國人等の注意を喚起せず囚車特設の問題を生せずと雖ども護送の調査看守に在つては深く注意を要せされは金品信書の授受は勿論直接には談を交へざるも囚徒の關係人同車接近し言を他事に寄せ意志通謀の企圖爲し遂げ難きに非ず故に余輩は斯の如き危険且荷も公衆の感情を損する容車の乗載は避け得へき丈之れを避けんと欲す他なし其地方々々に於て管轄内に在る驛長に協議を遂げ囚人護送の場合には車長と同車せしむへし諸君も知らるゝか如く車長は客車中最終の下等汽車に其席を占め他客車の充溢するか或は鐵道係員の特に指示する場合の外乗車せしめざるを常とす故に此協議纏る時は乗車の際驛長の指圖を以て容易に車長と同車するを得べく果して茲に位置を占むれば雜沓少なく又種々の不都合を醸生せざるは勿論萬一の場合には車長の援助を得るに望みあるを信するなり

法令註解

●警察禮式註解

(承前)

第十七條 敬禮ハ階級ノ異ナル人二人以上ニ對シテハ其最高級ノ人ニ對向シ行フモノトス

前項ノ場合ニ於テハ上官皆答禮ヲ行フヘシ

階級トハ官等位階勳等ヲ總稱セシモノニシテ階級ノ異ナルトハ各官等勳位ノ相異ナルハ勿論同一官等若クハ位階勳等ニテモ職務ノ地位殊ナル者ハ最高級ト見做サル、コトアルヘシ假令ハ警部ノ判任一等ナル者ニテモ警察部ノ課長タル者ハ一等官中ノ最高級ニ位シ同シク一等ノ課長ニテモ警務課長ヲ最高級トスヘシ何トナレハ警察部ハ警察部長ノ居ル處ニシテ警察上萬機ノ出ル所之レニ課長タルモノハ警察部長ニ直接シテ機務ニ從事スルヲ以テ警察署長ヨリハ其地位モ自然高カラサルヘカラス又保安課長ヨリ警務課長ヲ高級トセシハ課ノ位置ノ順序ニ依リシナリ又警

皇宮警察官禮式ニハ本條ニ參照スヘキ通條ナシ因テ陸軍禮式ノミヲ掲出ス

(陸軍) 第六條 敬禮ハ階級ノ異ナル人二名以上ニ對シテハ其最高級ノ人ニ相當スル敬禮ヲ行フ可シ

第七條 前條ノ場合ニ於テハ同行者皆答禮ヲ行フ可シ

第十八條 官署室内ニ入ルトキハ帽

ヲ脱スヘシ但下班ノ者ノ室内ニハ

脱帽セサルモ妨ケナシ

本條ノ旨意ハ別ニ深キ根底アルニアラス畢竟警察官吏ハ脱帽セサルヲ以テ禮トスル原則ナルヲ以テ官署ノ室内ニ入ルトキハ脱帽スヘキコトヲ示定シタルニ過キス

其下班ノ者ノ居室ニ入ルトキ脱帽セサルモ妨ケナシト規定サレタルハ上官ヲ尊敬シタルナリ然レトモ決シテ下班ノ者ヲ輕侮シタルニアラス唯便宜上帽ヲ脱セサルモ妨ケナキコトヲ定メシ迄ニシテ脱帽スルヲ

察署長ハ課長アラサル場所ニ於テ最高級ノ地位ニ立チ分署長モ亦同一權衡ニ於テ最高級ノ地位ヲ占ムルナリ(茲ニ示セル例ハ官等ノ同一ナル者ニ就テ言ヘルナリ其官等トハ客年十二月勅令第二百四十九號所定ノ者ニシテ判任ヲ五等ニ別チ一級俸二級俸ハ一等三級俸四級俸ハ二等、五級俸六級俸ハ三等、七級俸八級俸ハ四等、九級俸十級俸ハ五等トセラレタルモノヲ云フ)凡テ本條ニ最高級トアルハ同種同級ノモノナレハ前述ノ如ク其職務ヲ以テ區別スルノ外他ニ好方便ナシ若シ其官等ノ異ナル者アルトキハ其官等ノ高キ者之ニ當ルヲ以テ別ニ混雜ヲ來スコトナシ警ハ警部ノ居室ニシテ警視警部長ノアルトキハ警視若クハ警部長ハ其中ノ最高級ナリ又警視警部長ノ居室ニシテ警視總監若クハ北海道廳長官府縣知事アルトキハ是レ亦其中ノ最高級ナルカ如シ巡查ノ巡查部長ニ於ケル亦此例ニ依ル

以テ不可ナリトスルニアラス

皇宮警察官禮式及陸軍禮式ヲ左ニ參照セシ

(皇宮) 第十六條 居室ニ入ルハ脱帽スヘシ

但上班ノ者下班ノ者ノ居室ニ入ルハ脱帽セサルモ妨ケナシ

(陸軍) 第二十條 甲 室内ノ敬禮

其一 通則

第一項 軍人室内ニ入ルハ戶外ニ於テ先ツ帽ヲ脱ス可シ但下士兵卒武器ヲ手持ツキハ此限ニアラス

本誌第二卷第拾壹號警察禮式第四條註解ノ末ニ於テ禮式ノ種目ヲ別チ第十條ヨリ第十八條マテテ敬禮ト名ケタリ其心ハ此九條ハ人ト場所トニ對シ敬禮ノ事ヲ定メタルヲ以テ斯ク名ケシナリ本條ハ則チ敬禮ノ種目ノ終リニ屬ス此警察禮式ハ種目ヲ別ツノ必要ナキハ記者之ヲ知ラサルニアラ子トモ註解ノ便宜ノ爲メ私擅ニ之ヲ別チタルモノナレハ讀者ニ於テ不必要ト感セラル、モノアラハ取捨ハ隨意タルヘシ爲メニ本文ノ註解ヲ害スルコトナキナリ(種目ノ名稱中

敬禮ト名ケシテ訝リ若クハ非難セラル、讀者アリ因テ茲ニ一言ヲ述フルコト爾リ

第十九條 兩陛下ニ拜謁スルトキハ

御室ニ入り一タヒ最敬禮シ更ニ玉座ヲ離ル、コト凡ソ五六歩ノ

所ニ進ミ二タヒ最敬禮ヲ行ヒ其儘

二三歩退歩シ右回轉ヲナシ 御室

ノ出口ニ於テ三タヒ最敬禮シ然ル

後退去ス可シ但特ニ式アルトキハ

此限ニアラス

太皇太后皇太后皇太子皇太子妃皇

太孫皇太孫妃皇族并ニ外國皇帝皇

后皇族ニ謁見スル時亦前項ニ同シ

兩陛下トハ 天皇陛下及 皇后陛下ヲ云フ拜謁スル

ハ宮中ト其他ノ場所トナリ間ハ總テ拜謁ヲ賜フトキ

禮姿ヲ解キ進行シテ 玉座ヨリ五六歩ノ所即チ凡ソ

十尺若クハ十二尺(二間)位ノ所ニ停歩シ再次姿勢ヲ

整正シテ最敬禮ヲ行ヒ(第二)又直ニ禮姿ヲ解キ正向

ノ儘二三歩(此歩數ハ室ノ廣狹ニ依リ多少注意ヲ要

スルモノアレトモ成ルヘクハ三歩退クナ可トス)遂

巡シ兩足ヲ整ヘ右ヘ回轉シ直進ノ 御室ノ出口ニ至

リ停歩シテ更ニ體ヲ舊位ニ復シ(即チ 陛下ニ正面

シ)姿勢ヲ整正シテ最敬禮ヲ行ヒ(第三)然ル後禮姿

ヲ解キ退去スルナリ總テ 御室ニ入ル時ヨリ退去ス

ル時マテノ間ハ誠心恭敬ニシテ體軀嚴肅氣ヲ付、ケノ

姿勢ヲ執リ左手ニ刀ノ柄ヲ握リ右手ハ垂下シテ子指

ヲ袴ノ縫目ニ當テナガラ進退スヘシ兩手ヲ垂下シ若

クハ隻手ニテモ振リナガラ進退スヘカラス

但書特ニ式アルトキトアルハ如何ナル場合カ之ヲ知

ラスト雖宮中ノ儀式ハ式部職ノ掌ル所ナレハ特ニ定

メタル拜謁ノ式アルヘク又本文ニアル右回轉シ若ク

ヲ云フ 御室トハ 兩陛下ノ現ニ居マシ給フ所ノ室
ヲ云フ 玉座トハ 御室内 兩陛下ノ 御座所ヲ云
フナリ

本條ハ拜謁ヲ賜フ場合ニ於ケル進退行爲ニシテ普通

ノ場合即チ警衛等ニ依リ特ニ 御室ニ入ル場合ノ如

キトキトハ異ナリ警衛等ノ爲メ 御室ニ入ルトキハ

唯 御室ニ入り一度最敬禮ヲ行ヒタル迄ニテ可ナリ

凡テ警察ノ職務ヲ行フ場合ト單ニ 拜謁スル場合ト

ハ其目的ノ異ナルヲ以テ行禮法ニモ自ラ差異アルコト

ヲ知ラスンハアルヘカラス

本條ノ一タヒ二タヒ云々其儘二三歩退歩シ云々トア

ルハ恰モ最敬禮ヲ爲シナカラ進退スルモノ、如ク解

釋スル者ナキニアラス條文ノ意義ハ然ルニアラス通

常ノ式ニ據リ拜謁スルトキハ 兩陛下若クハ 一陛

下ノ 御座アル室ニ入ルトキ即チ一歩 御室ニ入レ

ハ歩ヲ停メ姿勢ヲ整正シ最敬禮ヲ行ヒ(第一)直ニ

ハ出口ニ於テ三タヒ最敬禮スル場合ニ退出口ハ他ノ

一方ニ在リテ右回モ左回モスルヲ要セス又退出口ハ

側面又ハ背後ニ在リテ 陛下ニ對向スルコトナキ場

合ニ三度ノ最敬禮ヲ爲サ、ルカ如キ本文ノ順序ニ當

ラサルトキニ於テハ此限ニ在ラサルノ部分ニ屬シ便

宜ノ方法ニ從フテ可ナルヘシ

兩陛下ノ 御寫眞ヲ拜スルトキノ規定ハ警察禮式中

之ヲ缺ケリ故ニ警察官吏ニシテ 御寫眞奉拜ノ場合

ニ於テ如何ナル進退ヲ爲シテ可ナルヤノ疑問ハ疾ク

已ニ生起セシ所ナリ 陛下拜謁ノコトハ極メテ罕ニ

シテ 御影奉拜ノコトハ數次之ヲ行フ其數次アル事

ニ向テ何等ノ示定ナキヲ以テ實際ニ於テ種々ノ解釋

ヲ下シテ之ヲ行フヲ以テ進退行爲ノ區々タルハ免レ

サル所ナリ今本條ノ精神ヲ推敲シテ之レカ定解ヲ下

セハ 御影奉拜ノ場合ニ於テモ仍ホ本條ト同一ニシ

ニ 兩陛下ニ拜謁スルモ間接ニ 御影ヲ奉拜スルモ其拜スル旨意精神ハ同一ナルモノニシテ敬禮ノ行爲ニ差異アルヘキ筈ナク且雙方共ニ儀式ニ屬スルヲ以テ同一ノ方法ヲ執ルハ當然ノ事ナリトス故ニ 御影奉拜ノ場合ハ本條ニアル 御室ハ則チ 御寫眞奉掲ノ室トシ 玉座ハ則チ奉掲ノ 御寫眞チ之ニ擬シ進
行ノ度退去ノ節俱ニ 陛下ニ對スルノ意ヲ失フヘカ
ラス尤モ整理シテ一齊ニ奉拜スル場合ニ於テハ此順序ニ從フコトヲ得サルヲ以テ但書ノ此限ニ在ラスニ據リ便宜ノ進退ヲ爲スハ妨ケナキナリ

本條第二項ニ 太皇太后及皇太后ヲ掲出シテ 太上
天皇ヲ除キアルハ第十條ノ 天皇三后トアルニ照テ
シテ前後相應セズ故ニ記者ハ之ヲ誤脱ト解釋セリ果
シテ誤脱トスレハ 太上天皇ニ拜謁スル場合ハ本條
ニ據ルヘキコト勿論ナリトス

皇宮警察官禮式ニハ本條ニ參照スヘキ條項ナシ因テ

ルトキハ先ツ其最高級ノ人ニ敬禮

シ次ニ他ノ一同ニ敬禮スヘキモノ

トス其居室ヲ去ルトキ亦同シ

敬禮ハ長上ヲ侵凌セサルニ在ルコトハ喋々ヲ要セスシテ明カナリ本條ノ上官ノ居室内ニハ指揮ヲ待テ入ルモノトセシハ長上ヲ尊敬シタルモノニシテ下官ノ上官ニ對スル禮儀ヲ示シタルナリ或ハ云ハン公務ニ於テ事務室ニ出入スルニ一々指揮ヲ待ツハ無要ノ長事タルノミナラス職務上斯クノ如キ舉動ヲ爲スヘキモノニアラスト此レハ是レ大ナル謬論ト云ハサルヘカラス何トナレハ縱令公ノ事務室ニモセヨ其室内ハ上官ノ占領スル所タリ上官ハ室内ニ如何ナル事ヲ爲シ居ルカ下官ノ入り來レハ爲メニ事務上ノ妨ケトナルコトアルヤモ計ルヘカラス加之無斷ニ人ノ居室ニ闖入セハ居人チシテ驚カシム上官ヲ驚カスハ長上ヲ尊敬スルノ義ニ反ス彼ノ他人ノ家ヲ訪問スルニ先ツ

陸軍禮式ノミチ參照ス

(陸軍) 第二十條 甲 室内ノ敬禮

其二 將校ノ敬禮

第一項 兩陛下ニ拜謁スル時ハ 御室ニ入り一タヒ敬禮シ更ニ 玉座ヲ離ルコト凡六歩ノ所ニ進ミ二タヒ敬禮ヲ行ヒ其儘
二三歩退歩シ右回轉チナシ 御室ノ出口ニ於テ三タヒ敬禮
シ然ル後退去ス可シ但特ニ式アル時ハ此限ニアラス

本條ヨリ第三十六條マテチ種別シテ進退行爲トハ名
ケシナリ此條下ニ規定サレシモノハ總テ敬禮上ノ進
退行爲ニ屬スル條件ニシテ所謂細目ニ入りシモノト
スヘキナリ

第二十條 上官ノ室内ニ入ラントス

ルトキハ其入口ニ直立シ來意チ告

ケ指揮ヲ待ツヘシ上官入室ヲ許ス

トキハ其席ヲ離ル、コト凡三四步

ノ所ニ於テ敬禮スヘシ若シ數名ア

立關ニ於テ案内チ乞ヒ主人ノ許可ヲ得テ居室ニ登ル
ト其趣恰モ相似タル所アリ上下ノ分自他ノ辨既ニ判
然タルモノアレハナリ豈ニ公務ナレハトテ敬禮ノ義
ヲ失ヒ上官ノ居室ニ猥ニ出入シテ可ナランヤ若シ夫
レ入口ニ於テ指揮ヲ待ツモ入室ノ許可ヲ得サルトキ
ハ再ヒ來ルヘキコトヲ告ケテ退去スヘシ

上官トハ第二條ニ規定シタルモノ是レナリ同室内ニ
數名ノ上官アリテ其官等ノ異ナルモノアルトキハ第
十七條定規ノ如ク其中ノ最高級ノ人ニ對シテ先ツ敬
禮ヲ施シ次ニ他ノ上官一同ニ敬禮スヘシ縱令所用ア
ル上官ニ接見センコトヲ欲スルモ其上官ヨリ高級ナ
ル人アルトキハ敬禮ハ本條ノ順序ニ從ヒ敬禮終テ後
接見スヘキモノトス申告ヲ要スル場合ニ於テハ一同
ニ敬禮シ更ニ其席ヲ離ル、コト三四歩ノ所ニ進ミ一
應敬禮シテ後申告スルモノトス申告申終テ退出スルト
キモ一應敬禮シテ其所ヲ退キ更ニ入室ノトキト同シ

ク最高級ノ人ニ敬禮シ次ニ一同ニ敬禮スヘキナリ若シ又上官一人ノ場合ニ於テハ室ニ入り直ニ上官ノ席ヲ離ル、コト三四歩ノ所ニ進ミ敬禮シ所用終レハ又敬禮シテ退出スヘシ

總テ室ニ入テヨリ退出スルマテハ姿勢ヲ正シ決シテ態度ヲ紊タス可ラス

皇宮警察官禮式ニハ本條ニ參照スヘキモノナシ因テ陸軍禮式ノミヲ參出ス(是ヨリ以下參照ノ部ニ陸軍禮式ノミトアルハ皇宮警察官禮式ニ參照スヘキ條項ノナキモノト領知アルヘシ)

(陸軍) 第二十條 室内ノ敬禮

第三項軍人上官ノ居室ニ入ルハ其席ヲ離ル凡五六歩ノ所ニニ於テ敬禮ヲ行フ可シ若シ數名在ルハ先ツ其最高級ノ人ニ敬禮シ次ニ他ノ一同ニ敬禮スル者トス其居室ヲ去ルハ亦同シ

第二十一條 官記位記勳記辭令書ノ

類ヲ受クルトキハ授與者ノ席ヲ離

一度敬禮ヲ行ヒシ後適宜ノ所ニ進ムトキハ氣ヲ付ケテ姿勢ヲ保ツコト勿論ナリ適宜ニ前進スルハ辭令書等ヲ受取ル爲メナレハ其距離ヲ定メスト雖授與者手ヲ伸ハシ拜受者モ亦手ヲ伸ハセハ其間少ナクトモ二尺ハアルヘシ則チ此距離アル位置ニ迄前進シ仍ホ氣ヲ付ケテ姿勢ヲ保チ辭令書等ヲ受取ルヘシ其距離若シ遠クレハ手ヲ伸ハス爲メニ姿勢ヲ紊タシ甚シキハ腰ヲ折テ傾斜シ見苦シキ態度トナルヘシ警察官吏タルモノハ常ニ姿勢端然舉動活潑ナルヲ要ス殊ニ儀式ノ場ニ於テハ最モ姿勢ノ端然タルヲ要ス故ニ腰ヲ折リ體ヲ曲ルカ如キ不体裁アラサルコトニ注意セサルヘカラス

帽ヲ左腋ニ挟ムハ左手ヲ用ユルノ要アレハナリ故ニ帽ヲ左腋ニ挟ムニハ適宜ノ所ニ前進シタル後ニ於テスヘシ敬禮ヲ行ヒ直ニ帽ヲ挾テ前進スヘカラス其舊位ニ復スルトキモ亦先ツ帽ヲ右手ニ持チ垂下シタル

ル、コト凡三四歩ノ所ニ於テ敬禮ヲ行フノ後適宜ニ前進シ帽ヲ左脇ニ挟ミ右手ヲ以テ拜受シ左手ヲ副テ披見シ直ニ之ヲ收メ舊位ニ復シテ再ヒ敬禮ヲ行ヒ退去スヘシ

本條ハ前條ト同シク上官ノ室ニ入ルモノナレトモ自カテ殊異アルモノハ前條ハ躬ヲ求メテ入室スルトキノ場合ヲ示シ本條ハ上官ノ招ニ應ジテ入室スルモノナルヲ以テ室ノ入口ニ於テ指揮ヲ待ツコトヲ要セサルナリ又本條ニハ室内ニ二人以上ノ上官アルトキ敬禮ノコトヲ云ハス其云ハサルハ授與者ノ外ニ敬禮ヲ行フニ及ハサルヲ以テナリ則チ第十二條ノ儀式云々ノ規定ニ遵據スルモノニシテ皇族以上ニ對スルノ外授與者以外ニ敬禮スルハ却テ缺禮セシヨリハ不都合ナリトス

後舊位ニ復スヘシ

凡ソ物ヲ他ヨリ受取ルニハ何レノ場合ニ於テモ右手ヲ以テスルヲ禮トス故ニ本條ニモ右手ヲ以テ拜受スルコト、セシハ至當ナリ其受取リタル辭令書等ヲ披見スルハ之ヲ承認スルノ意ヲ表スル爲メナリ論者アリ此披見ノコトヲ非難シテ曰苟モ上官ヨリ授與セラレ、モノヲ其面前ニ於テ披見スルハ上官ヲ蔑視輕侮シタル仕方ニシテ上官ヲ凌辱スルニ近ク決シテ長上ヲ尊敬シタルモノト云フヲ得ス故ニ辭令書ヲ受クルヤ其室ヲ退出シタル後徐ニ披見スルヲ可トスト嗚呼是レ何ノ言ソヤ論者ハ辭令ヲ以テ一ノ包物トスルカ辭令書ハ決シテ包物ニアラサルナリ上官ヨリ命令ヲ下ス所ノ書付ケナリ口頭命令ノ代リニ書付ケテ授與スルナリ豈之ヲ以テ物品交付ノ例ヲ引用スルヲ得ンヤ如何ナル命令ナルカ其面前ニ於テ披見スルニアラサレハ之ヲ知ルコトヲ得ス何ヲ以テ即時認諾ノ意ヲ

表スルヲ得ンヤ若シ夫レ認諾ノ意ヲ表スルコトナク退出スレハ命令ニ服従スルモノナルヤ否ヲ表示セサルコトニテ却テ上官ノ命令ヲ尊敬セサルノ嫌ヲ生シ敬禮ノ本旨ニ背戾スルノ舉動トナルヘシ又包物ヲ授與セラル、場合ハ上レニ反シ其面前ニ於テ直ニ被見スルハ無禮ナル舉動ニシテ長官ヲ輕侮スルモノト云フヘシ斯ク云ヘハ辞令書ナレハ何故ニ前面ニ於テ被見スルヲ禮トシ包物ナレハ何故ニ面前ニ於テ被見サルヲ禮トスルカ前後撞著ナリト評スル者モアラン开ハ他ナシ包物ハ命令ニアラサルヲ以テ即時認諾ノ意ヲ表示スルノ必要ナク辭令ハ命令ナルヲ以テ即時認諾ヲ意示スルノ必要アルヲ以テ斯ク述ヘシナリ決シテ前後撞著ニアラスト云ハンノミ

敬禮ヲ行ヒタル後ハ前條ニ準シ右回轉ヲ爲シテ退出スルモノナリ此ノ規則ニ定メラレタルモノハ後者即チ字形ヲ以テ視力ヲ檢スルノ法ニ據レルナリ其法字形(字形トハ□□□ノ如キ字形ヲ數段ニ畫キ第一段ハ三寸四方位一箇トシ第二段ハ二寸四方位二箇第三段ハ一寸四分四方位五箇第四段ハ一寸四方位六箇以下之ニ準シ一段毎ニ其形チ小ニシテ數チ増シ七段八段位トシ最下段ノ形ハ三四分四方位十三四箇列記シタルモノナリ)ヲ光線反射ノ都合ヨキ場所ニ掲ケ置キ其所ヨリ二十尺隔リタル所ニ受驗者ヲ立タシメ第一段ヨリ順次下段ニ向テ一箇毎ニ字形チ云ハシムルナリ其視力普通第六段ノ字形チ明瞭ニ視分クルモノトセハ則チ視力ノ度ト定ム兩眼共三分ノ二以上トアルハ定視度ヨリ劣ルコトヲ規制シタルナリ三分ノ二トハ第六段ヲ以テ健康眼ノ視力ト假定スレハ第二段ヲ以テ十分一ノ視力ト假定シ第五段ノ字形チ見

スヘシ本條ニハ回轉法ノ規定ヲ缺ケリ然レトモ第九條ニ於テ右回轉ト定メアルヲ以テ本式ノ回轉法ハ右スルヲ以テ一定ノ式トスルヲ可トス

皇宮警察官禮式及陸軍禮式ヲ左ニ參照ス

(皇宮) 第十七條 官位記號記辭令書等ヲ受クル者ハ第八條ノ禮式ヲ行ヒ適宜前進シ銀ヲ垂下シ帽ヲ左腋ニ挾ミ右手ヲ以テ拜受シ左手ヲ副ヘテ被見シ直ニ之ヲ收メ舊位ニ復シ再ヒ敬禮ヲ行ヒ退去スヘシ

(陸軍) 第二十條 室内ノ敬禮

其一 通則

第四項 軍人上官ヨリ官記、位記、勳記、辭令書ノ類ヲ受クル者ハ前項ノ法ニ據リ敬禮ヲ行フノ後適宜ニ前進シ帽ヲ左腋ニ挾ミ右手ヲ以テ拜受シ左手ヲ副ヘテ被見シ直ニ之ヲ收メ舊位ニ復シテ再ヒ敬禮ヲ行ヒ退去ス可シ (未完)

● 巡查採用規則註解

(三) 視力ノ檢定ニハ二様アリ其一ハ視度ヲ盛リタル器械ニシテ視力ノ度ヲ檢スルモノ、一ハ大小數箇ノ分ケ得ル者ヲ以テ視力三分ノ二トスルカ如キチ云フナリ又兩眼トアルコトニ注意スルヲ要ス本則中瞎眼者ノコトヲ云ハス其代リ此項ニ於テ兩眼共トアリテ一眼ノ視力チ云ハサルモノハ明カニ兩眼共視力チ有シ其一眼ノ視力少ナクトモ三分ノ二以上ノ視力チ有セサルヘカラス瞎目者ニ在テハ明眼ハ健康眼ノ視力チ供ヘ居レトモ瞎シタル眼ハ視力チ有セサルヲ以テ兩眼共視力三分ノ二以上アリト云フヲ得ス故ニ瞎眼者ハ採用志願ノ資格ナキ者ト云フヘキナリ

辨色力ノ檢定法モ同一ノ距離ニ於テ種々ノ染色ヲ示シ以テ其色チ云ハシムルナリ其應答一ノ誤謬ナキモノハ辨色力即チ色素ヲ辨知スルノ眼力完全ナル者トスルナリ蓋視力三分ノ二以上ノ眼力ナレハ辨色力ノ檢定ヲ爲スニ及ハサルカ如クナレトモ色素ヲ見分ケルコトハ視神經ノ機能ニ關スル一種ノ視力ニ屬スルヲ以テ普通視力ノ外ニ之ヲ檢定スルハ最モ必要ナル

事ナリトス

(四)聽力ノ檢定ニハ別ニ一定ノ方法ナシ故ニ本則ニハ六尺ノ距離ト定メシナリ其法檢査官ト受驗者相對立シ其間六尺(曲尺)ノ距離ヲ置キ檢査官ヨリ極メテ沈低シタル聲ヲ以テ受檢者ニ問テ發シ之ニ答ヘシム其答ノ問ニ適合スルモノハ則チ低語ヲ聽識シ得ル者トスルナリ

(五)言語ノ明瞭ヲ要スルハ自己ノ意念ヲ他人ニ知得セシムルノ最要法ナルヲ以テ警察官吏タル者ハ殊ニ其要ヲ見ルナリ言語應答トアルハ自ラ言ヒ出スト他人ノ問ニ答フルト云フ言語ハ物ヲ言フコトナレトモ此項ニ於テハ問ノ意ヲ含蓄ス故ニ之ヲ解釋スルニハ言語問答ノ明瞭ナルモノトシテ可ナリ扱言語ノ明瞭ナルヲ要スルハ前述ノ如シ然ルニ何故ニ應答ノ明瞭ヲ要スルヤ疑ナキニアラス蓋此項ノ意味ハ左ノ如ク解スヘキモノトセハ可ナリト思惟ス即チ自ラ語りシテ堪、ユル者トセシナリ (未完)

雜錄

● 犯罪人

山東 隱士

第二 犯罪人ヲ研究スルノ結果ハ犯罪ハ社會的ノ一現象ナリトノコトヲ觀得セシムルニ至リ之ヲ信スルモノ益々多キヲ致セリ兩世界(歐米二洲)ノ住民タルフランツリーベル氏(ホノロキ)ノ刑學ト命名セント欲シタル從前始ト措テ顧ミル者モアラザリシ所ノ學問ハ茲ニ新ニ勢力ヲ得ルニ至レリ犯罪ノ事体ヲ檢明シ其源因ヲ搜索シ且之ヲ征伐スルノ手段ヲ講究スル是レ此學問ノ當ニ事トスヘキ所ニシテ今ヤ人呼テ亦之ヲ刑事社會學トモ云フナリ然レトモ斯學問ハ時トシテ唱道スルモノアルカ如ク斬新ナルニハアラサルナリ試ニ思

テ人ニ聞カセ自己ノ意念ヲ知ラシムルモノ、他人ニ向テ問テ發スルモノ、他人ノ問ニ答フルモノ此三箇ノ場合ヲ畫然明瞭ニ言ヒ顯ハスコトヲ得ルコト是レナリ斯ク解釋スレハ言語應答明瞭トアル意義ニ疑ナキ勿ルヘシ

充分ノ發聲、充分ノ文字ハ十分ノ意ト見ルヘシ此檢定法ハ最モ至難ナリ其距離ヲ定ムルニアラス器機ニ據ルニアラス檢測ノ度ニ於テ一ノ標準ナシ故ニ云フ至難ナリト然レトモ凡ソ發聲ハ舌簧ニ異狀ナク氣管ニ故障ナキ者ニ在テハ十人並ノ聲ヲ發スルヲ得ルモノナレハ受檢者ヲシテ十分高キ聲ヲ發セシメ其音聲ノ高キコト十人並ナレハ則チ以テ十分ノ發聲トスルヲ得又其發聲ニ堪ユル者トシテ發聲ヲ得ル者トセサルハ一度十分ノ發聲ヲ爲シ得ルモノ之ヲ繼續スルコトヲ得サル者ハ其効ナキヲ以テイツニテモ十分ノ發聲ヲ爲シ得ル者タラサルヘカラス故ニ得ル者ト云ハス

ヘヨミツテルマイエルフリードリヒガル、カスベルノ

諸氏ハ既ニ五十年將タ百年以前ニ同一針路ヲ駛行シテ講究スル所アリタルニアラスヤ

第三 此等ノ審査講究ニ由リ吾人ハ種々外來ノ原因アリテ犯罪ヲ促スコトアルヲ知得スルナリ犯罪ノ要素ハ管ニ個人的ノモノ、ミニアラス亦社會的ノモノモアルナリ吾人ハ方今文明世界ニ於テ犯罪ノ生育スルコト宛モ獨リ雜草ノ繁茂スルガ如キ特殊ノ一社會アルヲ見ルナリ而シテ設令ヒ Penchant au crime (犯罪ノ思念)ハ幾分カ人身的及社會的ノ要素ニ起因スルモノナルコトヲ證明スベシトスルモ之カ爲メニ刑法ヲ廢棄スルコト能ハサルナリ然レモ報復思想ト騷馳シテ保護主義ノ興起スルハ蓋シ其所ナルベシ犯罪人モ亦當世ノ民タルヲ失ハサルナリ夫ノ「吾モ亦敢テ當代人タラスト謂フヘカラス」ト誇負シタル所ノ浮浪漢ノ言辭ニハ誣フヘカラサル真理ヲ含蓄セリ吁慨

歎ニ堪フヘケンヤ其レ然リ世ノ大美術家タルト大演
 說家タルトヲ問ハス要スルニ何人ト雖當代又該國ノ
 一生兒ニシテ如何ニ精密ナル學者ノ視聽ニモ充分ニ
 ハ觸ル、コトナキ千萬無量ノ作用及運命ノ產出物ナ
 リトスレハ大犯罪モ亦此ノ如シ而シテ吾人ハ大美術
 家又ハ大演說家等ヲ其實是ノ如キニモ拘ラス尙一身
 的ニ尊重賞譽スルニ同ク犯罪人ヲハ處刑シ又追討シ
 テ可ナリ

第四 尋テ此最後ノ觀察ニ由リ犯罪ノ征伐ニ關シ一
 大理論ヲ建成スヘシ先ツ刑事政治上ノ觀察ニ於テ豫
 防的ノ目的未曾有ノ勝利ヲ占ムベシ此豫防的ノ目的
 ハ既ニ二百年以來盛ニ主張セラレシト雖討論的法學ノ
 勢力ニ壓倒セラレテ還テ屏息シタル所ナリ即チ *penal*
ti penali ナ發揚シ犯罪ヲ成ルヘク中和スルニアリ
 關係ニ於テハ單獨ノ處置ヲ以テ爲スナキナリ國家ト
 協同シテ宗教及社會ノ盡力スルヲ要スルナリ若シ周

シムルヲ成ルベク防阻スルノ外アラザルナリ監獄ノ
 熟客タル是習慣的犯罪人ニ對シテハ制害ノ學理(害惡
 ムルノ主義)ヲ以テ適切トスルニ於テハ敢テ異論ヲ唱
 フル者ナシ然レドモ其他ニ於テハ議論一致セズ而シ
 テ改後有望者ノ一類ヲ分別スルモノアリ其所說ニ從
 ヘバ犯罪人ノ三類ニ向テ處刑ノ目的モ制害、改悛及
 恐嚇ノ三種アルヲ看ルベシ
 新學派ノ喚起又ハ成就スル所ノ效果ハ大約次ニ列舉
 スルガ如シ曰ク自然ノ現象トシテ犯罪人ヲ枚々講究
 スルコト、刑事社會學ヲ勃興スルコト、犯罪ノ要素
 ナ觀得スルコト、豫防手段ヲ加重スルコト、犯罪人
 ノ分類ヲ絶對的ニ離隔スルニ由リ刑法及行刑ヲ革新
 スルコト以上ノ記載ヲ以テ予輩ハ此新學派ノ主眼要
 點ヲ照明セリト思惟スルナリ予輩ハ客觀的ノ報道者
 タル職分ヲ盡シタルノミ如何トナレハ此處ハ予輩ノ
 夫ノ學派ニ對スル所見ヲ一々表白スベキ場合ニアラ

到ナル衛生警察ノ豫防的動作ヲ缺如スルナランニハ
 如何ニ完全ナル醫事ト雖將タ何ノ用ヲカ爲サン此方
 針ニ於テハ近時我國ニ在テモ幾多ノ事業發達シタル
 ニアラスヤ試ニ二三ノ例證ヲ舉クレハ放免囚保護會
 社ノ設立ボートルシウヰング氏ノ慈惠事業及其他ノ
 如キ是レナリ

第五 此等ノ處置就中幼年犯罪人ニ關スルモノヲ以
 テ犯罪軍ニ幾分カ補充ノ途ヲ遮斷スヘキモノトスレ
 ハ首トシテ犯罪軍ノ老兵ニ殊別ナル待遇ヲ施用セサ
 ルヘカラストノ思想ヲ以太利學派ノ功績ニ依リ愈々
 益々著明ナラシムルニ至レリ犯罪軍ニ對スル戰闘ニ
 於ケル戰路上ノ基點ハ習慣的犯罪人ト機會的犯罪人
 トヲ分離シ且其待遇ヲ殊別スルニアリ此要件ハ例之
 ハ英國ニ於テハ既ニ千八百六十四年ヲ以テ (Abnally
 and casually offenders) 満足セラレシ所ナリ此問題ヲ
 解クヲ得ルハ單ニ習慣的罪人ヲノ又新ノ犯罪アラ

ザレハナリ (未完)

●死刑に就て

新年早々不祥不吉の記事なりと言は、言へ職務柄な
 れは是非もなし、身外の萬物、曆の改まると共に皆
 な新たなる目出度き年を迎へてまだ一ト月足らずの
 今日に於て聞くも忌はしき死刑執行沙汰の官報紙上
 に現はれたるもの既に四回の多きに達せり尤も此
 内、一回は舊臘、執行済のものなれば之を除いて殘
 る三回、まだ大分、跡連が控へて居るもの事、少な
 く積つて三回を一ヶ月の平均と見ても一年には三十
 と六回なんでもないやうでも三十六人分の命が無造
 作に消えてなくなると思へばさすがに安からぬ心ぞ
 すなる今明治十七年以降廿二年に至る死刑宣告及び
 執行の數を年別したるものを調査するに

年度 宣告 執行

十七年	百十三	五十二
十八年	百四十九	百三十
十九年	百七十九	百三十一
二十年	百十二	九十七
二十一年	八十一	六十
二十二年	六十六	四十九
六年間合計	七百	五百五十九

試みに之を以て歐洲に於ける死刑統計表に比して一覽せよ

國名	年度	宣告	執行
奧地利	十年(千八百七十年)乃至七十九年	六〇八	一六
佛國	全上(全上)	一九八	九三
西班牙	全上(千八百六十八年)乃至七十七年	二九一	一二六
瑞典	全上(千八百六十九年)乃至七十八年	三二二	三
諾威	十二年(千八百六十七年)乃至七十八年	一四	三
伊太利	每年凡ッ	五〇〇	一五乃至二〇

ニ復歸シテ正路ニ就キ再ヒ社會ニ成立スルノ希望ヲ喪絶セシムルコトナク依テ以テ感化遷善ノ一助タラシメンコトヲ期シ、又或權義ニ關シ若クハ利害ニ關スル事件ニ對シテ意思ヲ暢達セシメ其他死刑ノ執行若クハ北海道へ押送以前ニ在テ遺言若クハ慰諭舒懷スル所アラシメンカ爲ノニシテ主トシテ感化上又ハ保護上ノ旨趣ニ基キタル目的ヲ達セントスルニ外ナラサルヘキナリ

然リ而シテ接見ノ在監人ニ感動ヲ與フルヤ至大ニシテ其利用如何ハ極メテ獄治上ニ至重ノ關係ヲ有スルモノタリ之ヲ事實ニ徵スルモ四人ニシテ其父子兄弟等ニ面接シ之カ慰諭スル所トナリテ忽然悔悟端正シ是ヨリ謹慎ヲ表スルニ至リテ改悛ノ域ニ就ク者尠シトセス即チ知ル接見ノ感化遷善上ニ奏効少カラサルナ、是レ我カ監獄則ニ於テモ接見ニ度數ヲ制限セサル所以ニシテ蓋シ之ヲ利用シテ以テ感化遷善ノ媒助

北獨逸	十年(千八百六十八年)乃至七十七年	四八四
英國	二十九(千八百五十年)乃至七十九年	六六五
日本	六年(明治十七年)乃至二十二年	七〇〇
		五五九

歐洲諸國に於ける死刑數の如何に少なきや又宣告と執行との間に如何に非常なる差異あるかを熟覽比較せよ因みに和蘭白耳義ホルトガル等に於ては既に全く死刑を廢絶せり

看守訓授試作(承前)

門 外 漢 稿

十一、接見ニ關スル心得

接見ハ在監人ノ獄外人ト面語シ得ルノ機會ヲ指稱スルモノニシテ自由刑ノ要義タル束縛箝制ノ一部ヲ解除セシテ例ノ一ナリトス、抑々此特例ヲ設クテ在監人ニ獄外人ト面語シ得ルノ自由ヲ與ヘラレタル所以ノモノハ彼チシテ社會トノ關係ヲ繫維セシメ、良民ト爲シ益々其効用ヲ擴充セント欲スルニ過キサルヘシ

然レハ一利ノ存スル所一害ノ之ニ伴フハ事物ノ免レサル所ナリ接見ニ於ケルモ亦然リ、若シ之カ利用宜シキヲ失センカ其結果タルヤ囚人ニ在テハ營ニ感化遷善ノ一助タラサルノミナラス却テ之ヲ妨ケ甚タシキニ至テハ惡事ノ注入或ハ通謀ノ媒トナリ又刑事被告人ニ在テハ證據湮滅ノ媒トナル等其弊害此ニ止マラス故ニ接見ノ許否ニ就テハ須ラク慎重ナル査察ヲ要シ、又此特例ノ設アル所以ヲ領得シ、濫用其要ヲ失シテ弊害ヲ醸生スルカ如キ失休ハ最モ忌避シ且慎戒セスンハアルヘカラサルナリ

接見ニシテ若シ之ヲ許スノ目的トシ且主要トスル所ノ旨趣ニ反背シ感化保護的ノ要素ヲ具備セザランカ斷シテ之ヲ拒絕シ毫モ假借スル所アルヘカラス就中嘗テ監獄ニ在テ相識トナリタル者若クハ情婦等ニ在

テハ之カ接見ハ害アツテ益ナク感化保護的ノ要素ヲ
 缺ク者多シトス精察セサルヘカラサルナリ、又在監
 人ニ在テハ一種微妙ノ技術ヲ有ス、即チ形容容貌等
 ナリテ言語ニ代ヘ瞑々ノ間能ク其意思ヲ通シ敢テ戒
 護者ノ耳目ヲ眩惑セシムル者甚シトセス而シテ其巧
 妙ナルハ實ニ世人ノ豫想外ニ出ツ戒護者タル者ハ之
 ナ禁遏防制スルノ方法ヲ講セスンハアルヘカラサル
 ナリ、不幸ニシテ一朝在監人ノ術中ニ陥ラハ忽チ吏
 員ヲ輕侮シ規律ヲ蔑如シ惡事ヲ企圖スルノ端緒ヲ開
 發セシムルニ至リ延井種々ノ惡弊ヲ馴致シ此惡弊
 ハ容易ニ回復改良スルコト能ハス獄治上云フヘカラ
 サル害毒ヲ留遺スルニ至ルヤ必然ナリ豈恐レサルヘ
 ケンヤ、之ヲ要スルニ接見ハ濫用ニ流レス狹縮ニ失
 セス人物ト事件トニ就キ能ク撰擇取捨シテ其當ヲ誤
 ラス之ヲ施行スルニ嚴正着實ヲ主トシ之カ臨監査察
 ナ爲スニ當テハ精覈慎密ヲ旨トシテ毫モ疎虞ヲ失ス

六、 接見ニハ大聲ニテ交談セシムルコトヲ禁シ
 疎暴醜猥ニ涉ルノ言語ハ可成之ヲ避ケシム
 ヘシ

七、 接見者并ニ在監人ノ舉動ハ仔細ニ之ヲ視察
 シ容貌形容等ヲ以テ相通スルカ如キコトナ
 カラシムル様注意スヘシ

八、 接見者并ニ在監人ノ言語ハ詳細ニ之ヲ聽得
 シ如何ナル低聲ニテモ聞漏ラサ、ル様注意
 スヘシ

九、 接見者ト在監人ト密カニ貨幣其他ノ物件ヲ
 受授スルコトナカラシムル様注意スヘシ

十、 辨護人ト接見セシムル場合ニハ可成充分ニ
 意思ヲ貫徹セシムルヲ要ス

十一、 病室ニ於テ病者ト接見セシムルキハ接見者
 ト病者トノ中間ニ位置ヲ占メ尙ホ其監督視
 察ヲ怠ルヘカラス

十二、 接見時間ハ嚴正ニ之ヲ確守シ如何ナル事情
 アルモ其制限ヲ起過セシメサルヲ要ス

ルカ如キコトナキ時期シ弊害ヲ未萌ニ防遏シテ接見
 ノ實効ヲ爲サ、ルヘカラサルナリ故ニ接見ニ關スル
 心得中必要ナル事項ヲ左ニ列記シテ當局者ノ參考ニ
 供セント欲ス

- 一、 接見ニ立會フキハ威儀ヲ正フシ視力并ニ聽
 力ノ銳敏ナランコトヲ要ス
- 二、 接見者ノ接見ヲ請フ旨趣ハ豫メ之ヲ聞糺シ
 置キ接見室ニ立會フキハ他ノ事項ニ涉ラシ
 メサル様注意スヘシ
- 三、 二人以上ヲ同時ニ同一ノ場所ニ於テ接見セ
 シムルハ必要アル場合ヲ除クノ外之ヲ禁ス
 ヘシ
- 四、 接見ニ立會中ハ瞬時モ他所ヲ顧ミ視點ヲ他
 ヘ移スカ如キコトハ嚴禁ス
- 五、 接見者ヲ接見室ニ入ラシムルキハ物件ヲ携
 帶セシメサル様注意スヘシ

十二、 接見時間ハ嚴正ニ之ヲ確守シ如何ナル事情
 アルモ其制限ヲ起過セシメサルヲ要ス

十三、 接見者ニシテ若シ接見ヲ請フノ旨趣ニ違フ
 タル談話ヲ爲スカ又ハ改悛ヲ妨クル恐アル
 キハ其接見ヲ停止スヘシ

十四、 形容容貌等ヲ以テ通息スルノ形跡アルキハ
 其接見ヲ停止スヘシ

十五、 接見中見聞セシ事項ハ之ヲ手帳ニ記載シ置
 キ後日ノ考證ニ供スヘシ

●警察に關する英國人の觀念

警察權の歐洲大陸に強大にして英國に微弱なるは世
 人の夙に知悉する所なり隨つて又英國人カ有する警
 察の觀念と大陸人の有する警察の觀念とは大に相違
 あるべき筈なり、博士ジョーンソンは警察は以て佛
 國傳來の語なりとし、且つ之れに義解を下して曰く
 警察とは都市町村の住民を規正して之を統治する

所以なり
 と、此の義解は彼の有名なるブラックストーン氏か爲したる定義を約説したるに過ぎずと云ふべしブラックストーン氏は世人も知る如く英吉利國法の解明者としては殆んど泰斗と仰かるゝ人なるか氏は曰く

警察及び公けの經濟は國內の紀律を正し安全を保つ所以にして、國家の各員は之れに因りて以て其行狀行爲を端正にし、正義公直は之れを遵守し、隣祐の交誼は之れを厚ふし、風紀は之れを嚴肅にすること恰かも和平なる一家内に於けるか如くし且つ人民各々其地位に安んじ禮儀を修め職業を勵み、刑律に觸るゝことなからしむるものなり
 と是れはこれ氏が犯罪の種類を舉示するに當り警察に關する犯罪を以て一種となし、而して警察に就き説示したる所とす、又た鴻儒ベンサム氏は警察に就

登記

以上は唯僅かに一二學者の所説を摘録せしに過ぎざれとも孰れも大家として尊崇せらる人の言なれば頗ぶる憑據とすべきの價值ありとす、然るに其所説たる極めて漠たり又以て英國人が警察に關し充分明晰なる意思に乏しきを推知するに足る殊に其定義には極めて核博なる文字を使用するに拘らず其範圍の極めて狭小なるには歐洲大陸的思想を以てしては殆んど解し得られざる所とす

又英國に於て警官の必携として重寶せらるゝ警察職務全書中巡查の服務調則に關し左の一節あり

巡查は公安の維持者なり、其主要なる責務は治安を保持し犯罪を豫防するに在り、此責務を全ふせんか爲め法律は巡查に許與するに逮捕の權と拘引の權とを以てしたり、此二箇の權利を行ふに當りては巡查は出來得べき丈の注意を取ると同時に機

き説述して曰く
 警察は犯罪若くは危難を豫防するものにて之れを汎言するときは豫防の制度なり、警察は害惡を防止し利益を供進するを以て目的と爲す
 と而して警察の職務に關しては氏は之れを八部に分類し得べしと爲せり即ち左の如し

- 第一 犯罪豫防に關する警察
- 第二 危難豫防に關する警察
- 第三 傳染病豫防に關する警察
- 第四 慈善に關する警察
- 第五 國內交通に關する警察
- 第六 公共借集に關する警察
- 第七 新聞及報告等に關する警察
- 第八 登記其他公共の利益に關する事實の記載に關する報告即ち出生、死亡、婚姻、人口、戶數、産財所在地種類性質、契約、犯罪等の

敏活潑ならざるへからず云々

實際警察權の狹弱にして一般思想の逸乎たる復見るべし

● 水獄

朝川善庵がものせし善庵隨筆と云ふ書に左の一條あり、監獄の沿革を研究するの材料にもと思ひ左に之を抄録す

水獄の事、資治通鑑後晉高祖紀に、漢高祖聚毒蛇水中以罪人投之、謂之水獄と、これ水中に毒蛇を多く聚め、罪人を投入し、罪人水中を限り、外へ出づることならぬやうにして、呵責に苦むゆゑ、水中を獄に比して、水獄とはいひし別に水獄といふ獄あるに非ず尤も一時殘忍過刻の刑政にして、之を以て常典とせしにはあらず、本邦にも國初水牢といふことありし、此は牢内へ水を入れて、罪人を晝夜ども平臥のならぬやうにして、苦ましむる呵責なるよ

し、傳奇儀太夫本に、白石咄といへるに、とどさまは水牢の苦みとあれども、古今の正史野史及び小説類にも、水牢のこと見當らず、左れども、白石咄にいふ、口氣のありさま、當時現在の實事にして、虚説とは思はれず、頃日落穂集追加を閲せしに、七十年餘りも以前の義は、諸國共に秋先に至り候ひてはその村の名主たるものの家には、水牢木馬など申すものを支度いたし、百姓共の中にて私を構へ、收納いたし兼候もの共をば、件の水牢へ入れ、木馬に乗せ責め、凌辱して収納いたさせ申す如く有之候處に、近年の義は在邊の百姓風情の者迄も正路に罷り成り、律儀に收納をもいたし候と相見わ件の水牢木馬等の義も沙汰なく罷り成り候とあるを以て見れば亂世の頃代官名主など百姓年貢未進を取り立つる私刑具にして公法にはあらず白石咄と合せ較へて、國初まで亂世の餘風猶民間に存するを知るべし

(譯者曰く)此の法律は一千八百八十三年四月十日、ピクトリア女皇治世第四十六年法律第三號として發表したるものとす、今爰に本法の由來を述へんに、是より先き、不逞の徒あり、ダイナマイトを使用して官廳を破壊せんと謀り、陰に之か企圖を爲せしも、幸ひにして之を未發に討發し、遂に實行を見るに至らざりき、然るに當時該國に現行したる法律は此の恐るべき物品の實用に關し、充分なる制裁を缺きたるを以て之か防遏手段を設定するの必要は殆んど輿論の承認する所となり、加ふるに一般人民は痛く恐怖の念を起し殆んど恐慌の状態なりしを以て、之か救済は實に焦眉の急務たりき、是を以て其の法案の國會に提議あるや、上下兩院は一齊に之に賛同し未だ數日を出てざるに早く既に其の可決を經遂に女皇の裁可を得同日を以て發布せられたるものとす、英國議院歴史中此の法律の如く速決を得たるもの未だ曾て之なしと云ふ、復た以て當時の状態を推想するに足る、是を以て本法規定する所、峻巖に過ぎ間々苛酷に涉るもの亦全く之なきにあらず、人をして英吉利の如き自由國、尙ほ此の詰法あるかと驚嘆せしむるものあり、我か國爆發物取締規則は明治十七年十二月七日の制定に係るものなるが、此の規則の制定を必要ならしめたる事情に至りては英國に

案するに監獄沿革史上、監獄を以て呵責の場所としたる時期ありしは、何人も首肯する所なり、但し此時期に在りても其初めは敢て呵責を以て目的としたるにはあらず、唯只罪囚を脅逼して實情を白白せしむるの手段たるに過ぎざりき、然るに漸次廢壞變性し、遂に呵責を以て唯一の目的とするに至れるものとす、水責め、火責め、蛇責め豈に好事家の空想ならんや、落穂集云ふ所、時世に憚る所あり、特に往事に附會したるの感ありと誰ども、天の罪囚を脅逼して白白を得るの方法は移して以て租稅徵收の強制手段となしたることを知る、當時の世態推想するに餘りあり

外國法令

●英國爆發物取締法

於けるものと酷類するものあるは讀者諸君の記臆する所ならん、而して此の規則の條項にして本法に資するもの尠からず、讀者宜しく此の二者を比照して立法の淵源あるを探討すべし

●第一條 名稱

此の法律は一千八百八十三年の爆發物取締法と稱し爾後此の名稱を以て引用せらるべし

●第二條 生命又は財産に危害を生ずべき爆發を起したる者に對する刑罰

何人なりとも這法且つ故意に爆發物を使用して生命を害し又は財産に損害を生ずべき爆發を起したる者は其の生命又は財産に實害を生したると否やとを問はず總て重罪を犯したるものとし服罪の上は終身又は終身以下の懲役(但し法律に既定したる懲役刑の最下限を下ることを得ず)又は二年以下の有苦役若くは無苦役の禁錮に處せらるべし

(譯者曰く)英國の懲役刑は分ちて六等となす、終身懲役廿一年、十四年、十年、七年、五年の懲役

是なり、本條最下限を下るを得ずとは則ち五年以下に下ることを得ずとの意なり

●第三條 生命又は財産に危害を生ずるの意を以て爆發を起さんとし又は爆發物を製造若くは貯藏す

る者に對する刑罰
何人たりとも女皇陛下の領地内に於て又は領地以外
と雖ども女皇陛下の臣民にして違法且つ惡意を以て
左の行爲あるとき(即ち)

(甲)合衆王國內に於て故意に爆發物を使用して生
命を害し又は財産に危害を生ずべき爆發物起し
又は爆發物起さんと陰謀し(又は)

(乙)合衆王國內に於て生命を害し又は財産に危害
を加ふるの意を以て爆發物を製造所有若しくは管
理し又は合衆王國內に於て生命を害し又は財産
に危害を加ふるの意を以て製造所有若しくは管理
し他人をして危害を加へしめんとするとき

は實際爆發の起りたるに否やとを問はず、又生命又
は財産に實害のありたるに否やとに拘らず、總て重
罪を犯したるものとなし、服罪の上は二十年以下の
懲役又は二年以下の有苦役若しくは無苦役の禁錮に處
し且つ其の爆發物は沒收せらるべし

●第四條 正當の目的を以て爆發物を製造又は所有
するものなることを證明し得ざるものに對する刑罰
(第一項)何人たりとも爆發物を製造し又は所有若く
は管理し而かも其の製造所有管理は正當の目的を以
てするにあらずとの嫌疑を惹起さしむるものにして

第七章 各課管理法

第一節 監内取締規則及懲戒規程

入 監

自告入監 通例逃走ノ虞ナキ者ニシテ輕懲(禁錮、拘留)且ツ短期(一年以下)ノ刑ニ處
セラレタル者ニ對シテ之ヲ行フ尤モ場合ニ由リ短期ノ懲役ノ言渡ヲ受ケタル者ニ
對シテモ亦タ此處分ヲ行フコトアリ

受刑者押送 受刑者ヲ拘留監ヨリ囚人監ニ押送スルコトハ警察ノ管掌ニ屬スルモ
ノナレモ必ずシモ常ニ憲兵又ハ巡查ヲシテ押送セシムルニ非ラス便宜或ハ私人
ヲ備使シテ押送ヲ委任スルコトアリト知ルヘシ

入監ニ關スル必要條件 監獄ニ於テ行刑ノ爲メ囚人ヲ收監スルニ當リテハ法律及
ヒ行政規則ニ規定スル所ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス而シテ其法律上規定ノ條件
トハ即チ左ノ如シ

(第一)檢事局ノ請求書第二ニ執行證ヲ備ヘ公證アル判決文ノ謄本
此書類ハ前以テ之ヲ送付スルカ然ラサレハ遅クモ入監ノ際マテニハ之ヲ監獄ニ送

其の製造所有管理は正當の目的を以てするものなり
との証明を確立すること能はざるときは重罪を犯し
たりとなし服罪の上は十四年以下の懲役又は二年以
下の有苦役若しくは有苦役の禁錮に處し且つ其の爆發
物は沒收せらるべし
(第二項)本條記載の犯罪に對する刑事訴訟に於ては
其被告人の夫若しくは婦は同時に法廷に召喚し宣誓し
審問し又は對質せらるべきこと猶ほ尋常証人に於け
るが如くなるべし但し其の被告人に於て必要と認め
たる場合に限る

(譯者曰く)何人たりとも苟くも有罪なりとの証
明を得ざる間は則ち無罪なりとは刑法上の一大
原則にして此の一大原則の認識こそ自由の礎石
をなすものなれ然るに本條第一項は正さに此の
一大原則を打破し正當の目的を以て爆發物を製
造所有若しくは管理することの証明を以て人民の
義務とし而して此の証明を得ざるときは輒ち之
を處罰す、夫の証明の擔任に關する格言は是に
至つて正さに顛倒したるを視る英國の如き自由
國に在りてすら尙ほ此の酷法あり、世人の驚歎
亦宜なりと云ふべし、而して我が國爆發物規則
第六條は正さに本條に由來するものとす(未完)

致スルコトヲ要ス此書類ノ送付アラサル以上ハ何人ト雖モ之ヲ入監セシムルコトヲ得サルモノトス

身分調査、人相書、領置品目録及ヒ財産調査(拘禁費ヲ拂ヒ得ルヤ否ヤヲ記載スルモノトス)ハ通例右ノ書類ニ附屬シアルヲ要ス

行政規則ハ或ハ一般ニ適用スルモノアリ或ハ特ニ或ル限定セル監獄ニ對シテ適用スルモノアリ而シテ其一般ニ規定スル所ニ據レハ重病者、傳染病者、懷胎婦女及ヒ泥酔者ハ之ヲ入監セシムルコトヲ得サルモノトス

懲役監ニ於テハ懲役刑ノ宣告ヲ受ケタル者ニ限り禁錮監ニ於テハ禁錮囚ニ限り幼年監ニ於テハ幼年囚ニ限り女監ニ於テハ女囚ニ限り將タ懲治場ニ於テハ懲治者ニ限り其他ノ者ハ一切之ヲ入監セシムルヲ得サルノ類ハ即チ限定セル行政規則ノ條件ナリト謂フヘシ

領收書 押送者ニ交付スル所ノ領收證書ニハ領收ノ時間ヲハ最モ詳密ニ記載スヘシ是レ押送途上ニ於テ謂ハレナク延滞スルカ如キアリシヤ否ヤヲ監督スル上ニ於テ必要アルヲ以テナリ

領置品ノ賣却 通例、五年以上ノ長期囚ニ就テハ説諭ノ上、其領置品ヲハ賣却若クハ親族ニ交付セシムルコトヲ要ス是レ獨リ監獄ノ手數ヲ省クカ爲メノミニアラス空シク之ヲ保存シテ漸次物質ノ損壞スルニ任カセンヨリ寧ロ之ヲ賣却若クハ親屬ニ交付シテ相當ナル方法ニ之ヲ利用セシムルノ囚人ノ便益ナルヘキヲ以テナリ而シテ囚人ニ於テ若シ賣却ヲ請願シタル場合ニ於テハ衣類ノ如キハ囚人救恤費(我國ニ所謂慈惠費ノ類ニシテ大體工錢ノ利子ヲ以テ之レニ充ツ)ヲ以テ監署之ヲ買收シ他日出獄者ニシテ衣類ナキ者等ニ之ヲ給與ス

檢束

外役囚ノ受持 囚人ヲシテ構外ノ外役ニ從事セシムル場合ニ於テハ一看守受持ノ囚員ハ十二名ヲ超加スヘカラス而シテ此囚人ハ何レモ皆ヲ逃走ノ虞ナキモノナルヲ要ス

非常ノ場合 失火地震等非常變災ノ場合ニ於テハ成ルヘク他ノ救助ヲ俟タズシテ飽クマテ監獄單獨ノ力ヲ以テ防遏スルノ注意アルヲ要ス蓋シ外人ヲ監内ニ入レシムル時ハ之カ爲メ囚人戒護上種々ノ不都合ヲ惹起ス虞アルヲ以テナリ又囚人救

護ノ爲メ之ヲ出房セシムル場合ニ於テハ一部毎ニ之ヲ分テ全監一齊ニ開房スルカ
如キコトアルヘカラス(急劇ノ場合ハ格別ナリ)而シテ其部別ケハ豫メ之ヲ一定シ置
キ且ツ之ヲ避災場ニ移ストキハ成ルヘク其隊伍ヲ小分スヘシ囚人ヲシテ消防等ニ
従事セシムルハ敢テ不都合ナルコトニ非ラス但シ該囚人ハ行狀善良ニシテ逃走等
ノ危険ナキ長期囚ノ内ヨリ預メ之ヲ指定シ置キ撰拔シ且ツ平日ニ於テ消防器械運
用等ノ演習ヲナサシムヘシ

